

第3期

会津若松市地域福祉計画

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

(案)



会津若松市
社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

第3期

会津若松市地域福祉計画

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

地域福祉活動計画

会津若松市

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少が進行する中、生活様式や雇用環境など社会経済情勢が大きく変化し、地域コミュニティの希薄化、子育てに対する不安、ひきこもりなど社会からの孤立、生活困窮など地域生活課題が複合化・複雑化しております。

また、これらに対応する福祉ニーズも多様化・複雑化しており、これまでの福祉制度や公的なサービスだけでは対応が困難になってきている状況にあります。

一方、地域によっては、地区社会福祉協議会や地域づくりを行う地域運営組織の設立など地域住民が主体となった取組が始まっています。

このような状況をふまえ、誰もが地域の一員としてお互いに支え合い、住民一人ひとりが生きがいを持ち、安心して暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指し、その指針として、市と社会福祉協議会が一体となって「第3期会津若松市地域福祉計画」及び「第3期社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域共生社会」の実現に向け、第2期地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を継承し、これまでの取組の深化を図ってまいります。また、計画を推進するためのさまざまな取組と合わせて、普段からのあいさつや地域の活動などをとおし、困ったときには「お互いさま」の気持ちで支え合う社会が築かれていくものと考えております。

今後も、地域の皆様や社会福祉団体をはじめとした地域運営組織などとの協働により、多様な地域生活課題の解決を図りながら、地域福祉をさらに推進していくため、皆様のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に多大なるお力添えをいただきました会津若松市地域福祉計画等推進会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や地域ケア会議等での意見交換会を通じ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心より感謝を申し上げ、あいさつといたします。



令和8年3月

会津若松市長

室井照平

はじめに

会津若松市社会福祉協議会は、これまで平成28年3月に「会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を、令和3年3月には「第2期会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を「会津若松市地域福祉計画」と一体的に策定し、地域住民の皆様や行政、関係機関・団体の皆様と協働して地域福祉活動を推進してまいりました。

この間、地域社会においては、経済状況の不安定化、少子高齢化、家庭・地域等のつながりの希薄化など、社会構造の変化とともに、孤独や孤立、ひきこもり、虐待、貧困をはじめ、これまで見えにくかったさまざまな福祉課題が顕在化することになりました。さらには大規模災害も頻発しており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民や関係機関、行政・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっていると考えています。

このような状況をふまえ、これまでの取組をさらに深めるためにも、第2期計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を継承し、地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進のための具体的な行動計画として「第3期会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定するものです。

また、本計画では、「気づく」・「つながる」・「参加する」の3つの視点を持ち、住民が抱える困りごとに気づき、地域の中で子どもから高齢者、そして障がいのある方も含めつながりを持ち、住民自らが地域活動に参加する仕組みの充実を目指していきたいと考えておりますので、本計画の実現に向け、引き続き皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました会津若松市地域福祉計画等推進会議の皆様、そしてアンケート調査や地域会議等で貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた市民の皆様や関係者の皆様に心より御礼申し上げごあいさつといたします。



令和8年3月

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会会長 五十嵐司也

地域福祉計画・地域福祉活動計画 目次

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について	1
(1) 背景及び趣旨	1
(2) 国の動き	1
(3) 地域福祉とは	2
(4) 地域共生社会とは	2
(5) 重層的支援体制整備事業とは	3
(6) 地域福祉と持続可能な開発目標(SDGs)	3
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画の構成	5
(3) 計画期間	5
(4) 計画の考え方と圏域	6
(5) 計画策定に向けた取組	7

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状

1 統計から見る地域福祉の現状	8
2 アンケートから見る本市の現状	14
3 地域の現状	19

第3章 第2期計画の検証と今後の方向性

1 基本施策	36
○基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり	36
○基本目標2 みんなで支え合う地域づくり	36
○基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり	37
2 重点的に取り組む施策	38
3 地域における重点的な取組(社会福祉協議会)	39

第4章 第3期計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	40
2 計画の基本的な視点	40
3 計画の基本目標	42

○基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり	42
○基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり	42
○基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり	42
4 地域福祉に携わるさまざまな主体	42

第5章 施策とその展開

1 計画の体系図	46
2 基本施策	47
基本施策1－1 地域活動参画へのきっかけづくり	47
基本施策1－2 地域福祉の担い手づくり	48
基本施策1－3 地域福祉の活動づくり	49
基本施策2－1 孤立を生まない地域づくり	50
基本施策2－2 つながりの得られる居場所づくり	51
基本施策2－3 尊重し合う地域づくり	52
基本施策3－1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり	53
基本施策3－2 包括的に受け止める支援体制づくり	54
基本施策3－3 災害時に備えた地域づくり	55

第6章 地域における重点的な取組(社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画)

1 はじめに	56
2 地域における重点的な取組(16 地区)	56
3 地区社会福祉協議会の活動支援	62
4 課題を抱える世帯への支援	62

第7章 再犯防止に向けた取組(第2期再犯防止推進計画)

1 計画の目的	63
2 計画の位置づけ	63
3 計画の期間	64
4 再犯防止を取り巻く現状と課題	64
5 施策とその展開	70

第8章 成年後見制度の利用促進(第2期成年後見制度利用促進基本計画)

1 計画の目的	72
2 計画の位置づけ	72

3 計画の期間	72
4 計画策定のための取組及び体制	72
5 現状	73
6 第1期計画の実績と検証	74
7 課題	76
8 第2期計画期間の施策の方針	76
 第9章 計画の推進体制	77
1 計画の進行管理	77

資料編

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過	78
2 地域福祉推進アンケート調査結果(概要版)	79
3 会津若松市地域福祉計画等推進会議設置要綱	83
4 会津若松市地域福祉計画等推進会議委員	86
5 用語解説	87

会津若松市地域福祉計画と社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画を一体的に作成しました。その計画の構成は次のとおりです。

各章のはじめに地域福祉計画には市章が、地域福祉活動計画には社会福祉協議会のシンボルマークがついています。

	会津若松市地域福祉計画	第1章～第5章、第7章、第8章、第9章、資料編
	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第1章～第6章、第9章、資料編



第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

(1) 背景及び趣旨

私たちの社会は、少子高齢化の進行による人口減少、家族のつながりや近所付き合いなどの希薄化、価値観の多様化、雇用環境の変化等の多様な要因により、社会経済情勢が大きく変化しています。

これらの変化により本市においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラーなど、既存の福祉制度だけでは十分な対応が難しい、複雑化・複合化したさまざまな「地域生活課題」が生じています。

このような状況に対し、本市においては、「スマートシティ会津若松」を掲げ、健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境などさまざまな分野でICTをツールとした取組を推進し、「ICT関連産業の集積によるしごとづくり」、「ICTを活用した生活の利便性向上」、「データ分析を活用したまちの見える化」を進めることによって、人口減少に歯止めをかけ「住み続けることのできるまち」の実現を目指してきました。

福祉分野において、市においては、平成28年3月に会津若松市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）においては、社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定し、地域生活課題の解決や人口減少の克服、地方創生の推進に取り組んできました。

令和3年3月に策定した第2期地域福祉計画からは、社会福祉協議会において策定してきた「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、市と社会福祉協議会が連携し地域福祉を推進してまいりました。

市と社会福祉協議会では、地域住民等による行政と地域住民や各種団体、医療・福祉の専門職などの地域で生活する多様な主体の力を十分に引き出せるような環境づくりに努めていくとともに、地域住民等が、自助、互助、共助、公助を意識しながら主体的にまちづくりに参加することで、地域の多様な課題の解決に必要な仕組みづくりやお互いがつながり、支えあう「地域共生社会の実現」に向け、本計画の策定に取り組んできました。

(2) 国の動き

国においては、平成12年に社会福祉法を改正し、新たに「地域福祉」の考え方を導入し、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、人としての尊厳を尊重し、誰もが地域の中で安心して暮らせるような支え合いの仕組みづくりの必要性を明確にしました。

平成30年4月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け地域福祉推進の理念を明示するとともに、市町村は包括的な支援体制の構築に努めることとされました。

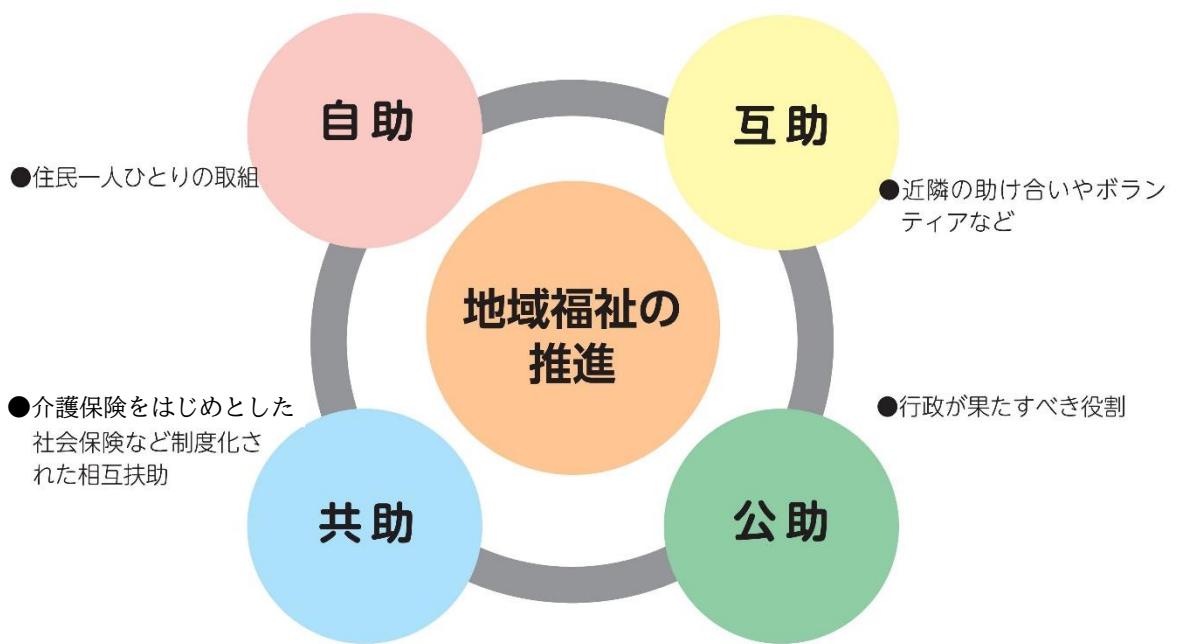
令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行により社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニ

一ズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

(3) 地域福祉とは

地域福祉とは、『住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域住民等との連携のもと、ともに支え合いながら、それぞれの地域における地域生活課題を解決する』という考え方です。

多様化する地域生活課題に対しては、自分で解決する問題なのか（自助）、地域の協力で解決する問題なのか（互助）、専門職や行政の支援が必要な問題なのか（共助・公助）を考え、それぞれに何ができるのかという視点で、地域全体が力を合わせて課題解決に取り組む地域福祉の考え方が必要です。



(4) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度や分野による「縦割り」や「受け手」や「支え手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを創っていく社会のことです。

第2期地域福祉計画においては、「お互いさま」の気持ちで地域のすべての人がつながる「お互いさままでみんなをつなぐまち」を「会津若松市版地域包括ケアシステム」の目指す姿としていましたが、第3期計画においては、「会津若松市版地域包括ケアシステム」をさらに深化させたものとして、地域共生社会の実現を目指しています。

また、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めると、『重層的支援体制整備事業』が新たに創設されました。

(5) 重層的支援体制整備事業とは

「重層的支援体制整備事業」とは、令和3年4月の改正社会福祉法の施行により創設された事業で、法第106条の4第2項に位置づけられています。

本事業は、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度などによる単独の制度だけでは、円滑な支援が難しい、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築するための事業で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

本市では、令和5年度から移行準備事業に着手し、令和7年度から本事業に移行しました。

(6) 地域福祉と持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年（平成27年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。

地域福祉においても持続可能な地域社会の実現を目指し、地域の一員としてSDGsの視点を持って、地域生活課題に対応していく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画に関連する主なもの>

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 
貧困をなくそう 	飢餓をゼロに 	すべての人に健康と福祉を 	質の高い教育をみんなに 	ジェンダー平等を実現しよう 
8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 

2 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

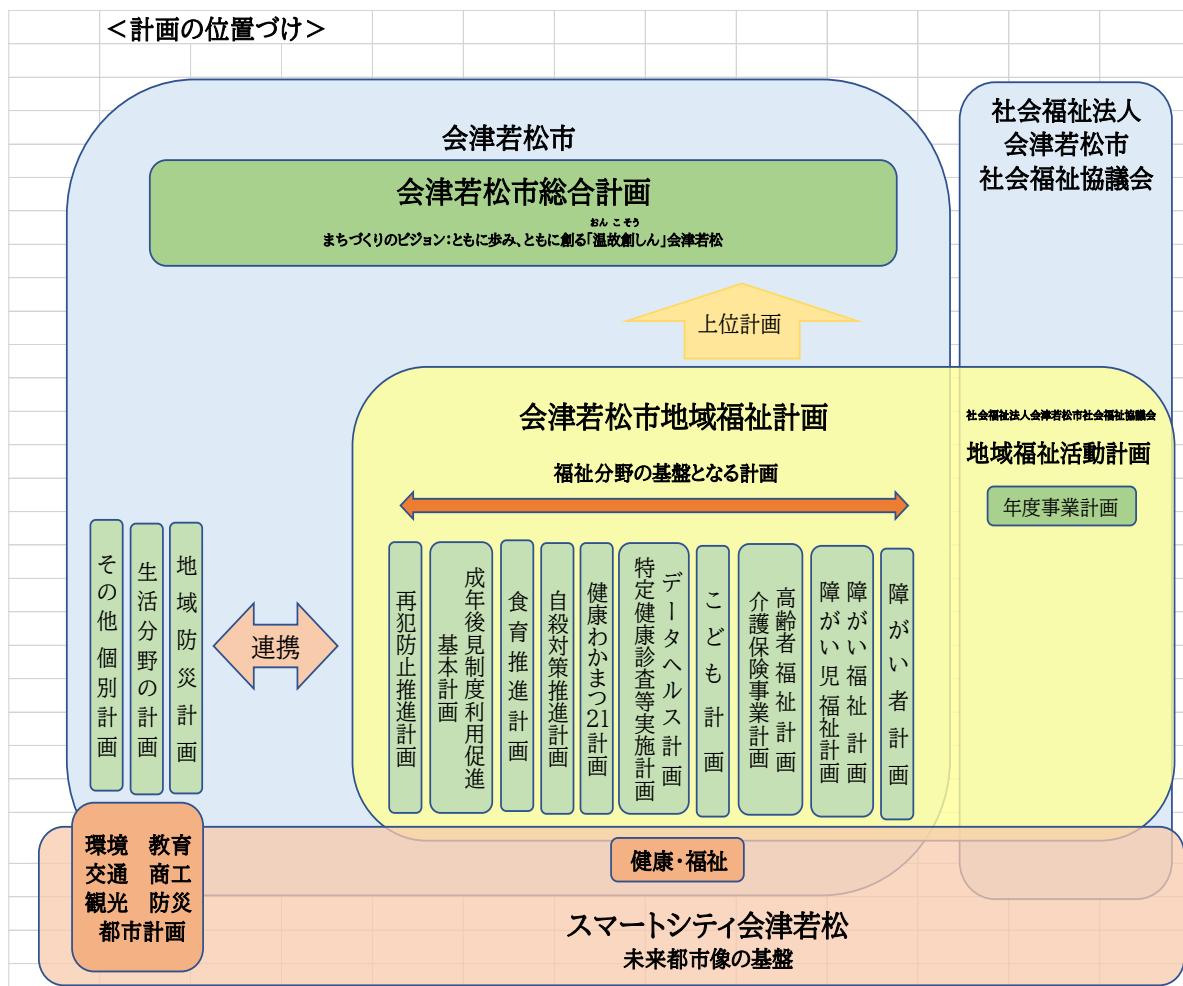
(1) 計画の位置づけ

「会津若松市地域福祉計画」は、本市のまちづくりの最上位計画である「会津若松市第7次総合計画」の健康福祉分野の政策「健やかで思いやりのある地域社会の形成」や子ども・子育て分野の施策「次代を創る子どもたちの育成」を実現するための基盤として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりといった福祉分野における上位計画に位置づけ、共通の理念と取組を定めることで、各分野横断の地域住民等が参画する地域福祉の推進によって、地域生活課題の解決を図るべく、社会福祉法第107条の規定に基づき行政が策定するものです。

「社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定する民間組織である社会福祉協議会が、地域住民や関係機関との連携による地域福祉活動の実践に向け策定するもので、社会福祉協議会の活動の指針となるものです。

本市の地域福祉を推進していく上で、市と社会福祉協議会が同じ方向を目指し、連携していくことが必要であることから、今回も両計画を一体的に策定するものです。

また、本市には、健康福祉分野の計画以外にも、市民一人ひとりの生活に関わる関連分野の計画があることから、各計画との連携を図り、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域福祉を推進していきます。



(2) 計画の構成

地域福祉計画は、第1章から第5章までと第7章から第9章で構成されます。

また、福祉サービスと再犯の防止、成年後見制度などの必要な支援を包括的に提供する必要があることから、次の計画等を包含します。

▶再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」

▶成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に規定する「市町村計画」

▶平成26年3月厚生労働省社会・援護局長通知に規定する「生活困窮者自立支援方策」

地域福祉活動計画は、第1章から第6章までと第9章から構成されます。

(3) 計画期間

令和8年度から令和13年度までの6年間

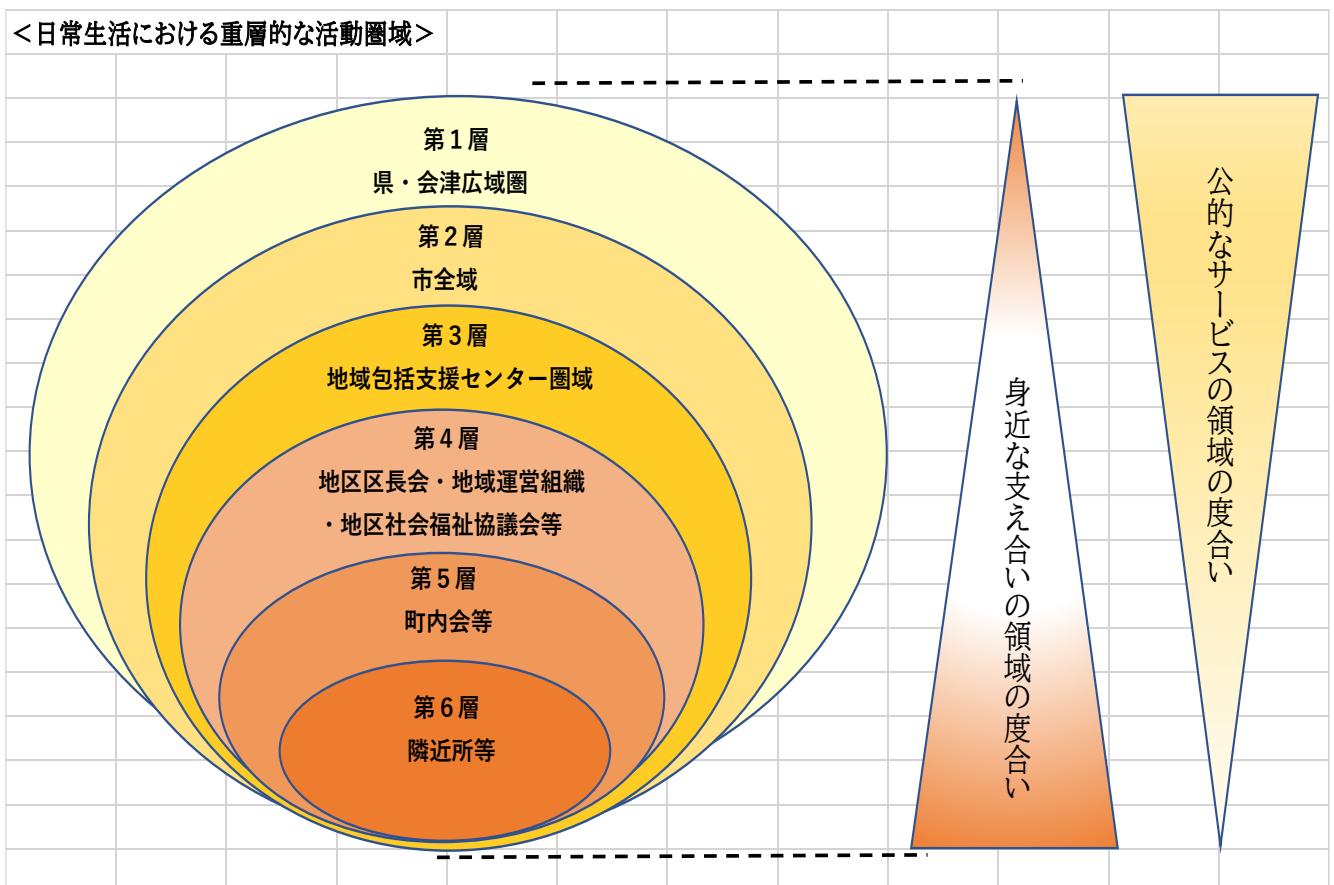
<本市における各計画の期間>									
計画の名称	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
総合計画			▶						▶
			▶						
地域福祉計画		▶							▶
		▶							
障がい者計画				▶					
				▶					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画					▶				
					▶				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		▶			▶				
		▶			▶				
こども計画	▶			▶					
	▶			▶					
データヘルス計画・ 特定健診検査等実施計画				▶					
				▶					
健康わかまつ21計画					▶				
					▶				
自殺対策推進計画						▶			
						▶			
食育推進計画		▶			▶				
		▶			▶				
成年後見制度利用促進 基本計画		▶			▶				
		▶			▶				
再犯防止推進計画		▶			▶				
		▶			▶				

(4) 計画の考え方と圏域

本市においては約383km²の面積に約11万人の住民が生活していますが、地域ごとに抱える地域生活課題はさまざまです。こうした地域生活課題の解決を図るために地域住民、行政、社会福祉関係団体等の各々に期待される取組や、求められる取組、各々の協力体制のあり方等を考える上では、地域住民の生活範囲に応じた活動圏域を意識していくことが重要となります。

本計画においては、地域住民を中心として、最も小さな「隣近所等」を最少範囲とし、そこから「町内会等」、「地区区長会・地域運営組織・地区社会福祉協議会等」、「地域包括支援センター圏域」、「市全域」、「県・会津広域圏」と徐々に広がる6つの重層的な活動圏域を想定しています。例えば、「隣近所等」の範囲では、近隣住民同士が顔見知りであることや、地域サロン活動等に代表されるように、目的を共有して活動を行う任意団体等があることから、比較的、住民同士の協力や支え合いによって身近な問題には対応しやすいのですが、複雑かつ大きな課題は、人手や財源不足等の要因により、解決が困難となる場合があります。こうした場合、「隣近所等」よりも広範囲な「町内会等」や「地区区長会・地域運営組織・地区社会福祉協議会等」にまで圏域を広げ、より多くの地域住民の参画を促していくことや、公的なサービスの度合いを高めていくことで課題の解決へつながる場合があります。

また、これまで実施したアンケートや意識調査では、「隣近所等」から「町内会等」にかけた範囲が、日常生活や地域における活動を意識した場合に、最も身近な活動圏域であると実感しているという意見が多かったことから、こうした点も考慮し、地域福祉活動の基盤づくりを進めていきます。



(5) 計画策定に向けた取組

本計画は、令和5年度から令和7年度までの3年をかけて策定に取り組んできました。策定にあたり、市民アンケートやパブリック・コメントを実施し、地域住民等の意見を反映しました。

また、第2期地域福祉計画の進行管理を行う地域福祉計画等推進会議の意見のほか、地域福祉を推進する中で取り組んできた地域ケア会議をはじめとしたさまざまな場における意見交換の内容も数多く反映されています。

これは、今後、行政とともに地域福祉を推進していくことが期待されている地域住民等の多様な主体の意見を反映することで、計画の実効性を高めていく必要があると考えたからです。

<これまでの取組経過>

令和3年度～ 令和4年度	▶地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。 ▶地域ケア会議等に出席し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。
令和5年度	▶地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。 ▶地域ケア会議等に出席し、地域の課題や現状の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。 ▶「更生保護活動・再犯防止等に関するアンケート」、「地域福祉推進アンケート」を実施し、更生保護や地域における課題や現状、第2期地域福祉計画の策定後の意識変化等の把握を行いました。
令和6年度	▶地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。 ▶地域ケア会議等に出席し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。 ▶市役所内の部局横断的な会議を開催し、多様な視点からの意見交換を行いました。
令和7年度	▶地域福祉計画関係課長会議及び地域福祉計画等推進会議を開催し、専門的な見地から意見をいただきました。 ▶地域ケア会議等に出席し、地域の現状や固有の課題の把握、地域福祉の広報・周知を行いました。 ▶パブリック・コメントを実施し、計画への意見をいただきました。 ▶市役所内の部局横断的な会議を開催し、多様な視点からの意見交換を行いました。

第2章 本市の地域福祉を取り巻く現状



1 統計から見る地域福祉の現状

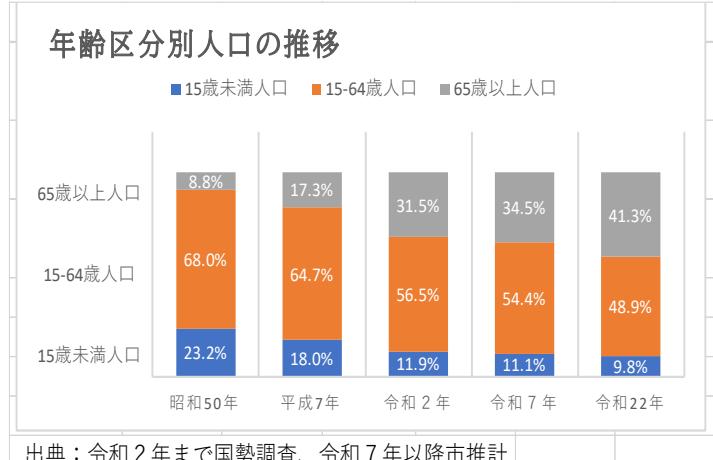
人口の状況

本市の人口は、昭和から平成にかけて少しづつ増加し、平成7年には137,065人となりました。しかしながら、それ以降は減少に転じており、令和6年には111,216人となっています。令和22年には、87,056人となることが想定されるなど、引き続き人口減少が見込まれます。



年齢区分別人口の状況

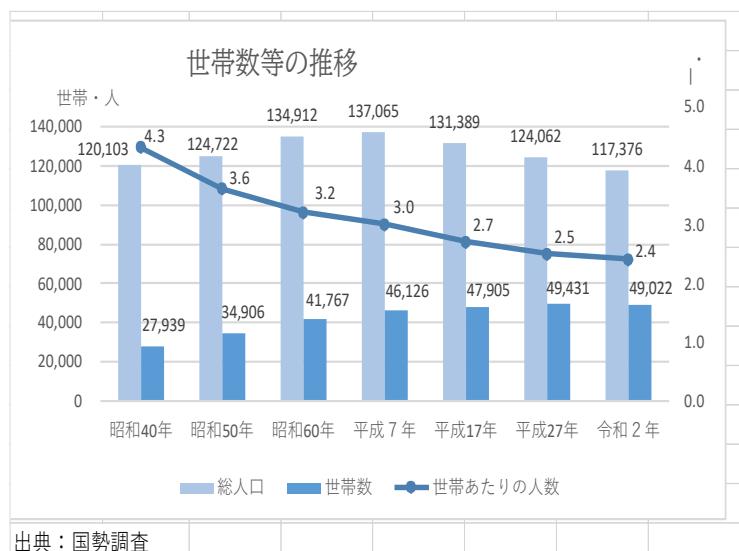
年齢区分別人口は、昭和から平成にかけては15歳以上65歳未満の生産年齢人口が約2/3を占めていました。その後、15歳未満の年少人口の減少と、65歳以上の老齢人口の増加が続いている、今後も少子高齢化の進行が見込まれます。



世帯数の状況

本市の世帯数は、人口が平成7年をピークに減少している中においても増加していましたが、平成27年をピークに減少しています。

世帯あたりの人数は、昭和40年には4.3人でしたが徐々に減少し、令和2年には2.4人となっています。未婚率が上昇していることから、引き続き1世帯あたりの人数は減少すると見込まれます。

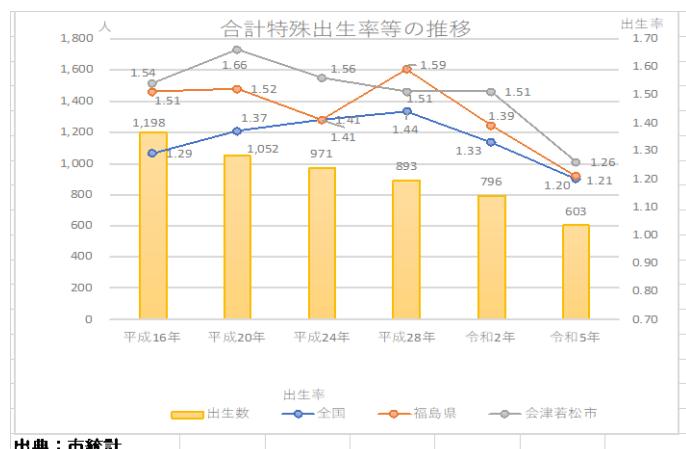


出生数の状況

本市の合計特殊出生率は、令和5年度1.26(市)、1.20(国)、1.21(県)と全国や福島県を若干上回っています。

出生数は、平成17年には1,000人を超えていましたが、徐々に減少しており、令和6年には550人と、約半数に減少しています。

現在、少子化が進行していることから、今後も出生数の減少が見込まれています。

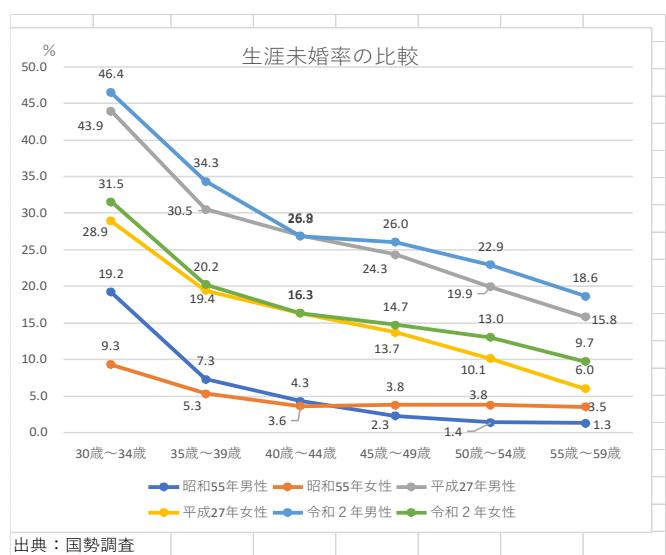


単身者の状況

本市の未婚率は、昭和55年と比較すると各世代とも高くなっています。

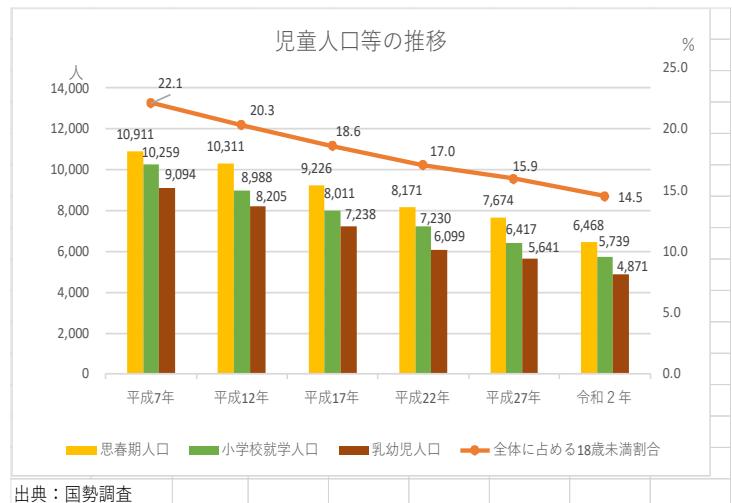
晩婚化の進行だけではなく、生活様式等の変化や結婚への不安などもあり、結婚を選択しない方も増えています。

このような状況から、今後も単身世帯の増加が見込まれます。



児童数の状況

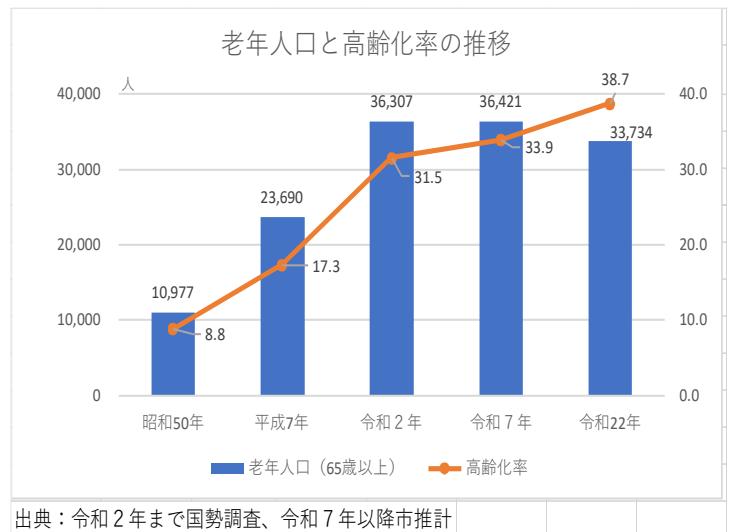
本市の児童数は、未婚率の上昇や仕事と子育ての両立の困難さ、家事育児に対する役割分担意識、経済的な負担感等の多様な要因により少子化が進行しています。子どもの人口は減少しているものの、保護者の就労形態の変化や女性の社会進出等により、保育所への入所希望者数は増加しています。



高齢者の状況

本市の高齢者人口は、少子高齢化に伴い人口総数が徐々に減少する一方で、65歳以上の高齢者数は増加していましたが、令和6年をピークに減少に転じました。

令和7年には「団塊の世代」すべてが75歳以上になり、令和22年には「団塊ジュニア」世代全員が65歳以上となるなど、高齢者は減少していくものの、高齢化のさらなる進行が見込まれています。



高齢化の状況

昭和50年代、一人の高齢者を生産年齢の方が7人以上で支えていましたが、少子高齢化が進行したことで令和7年には1.6人、令和22年には1.2人で一人の高齢者を支えることが想定されます。

その一方で、現在、元気な高齢者が高齢者を支えるなど、地域全体で要支援者を支える取組が始まっています。

1人を7.7人 1人を2.1人 1人を1.6人 1人を1.2人

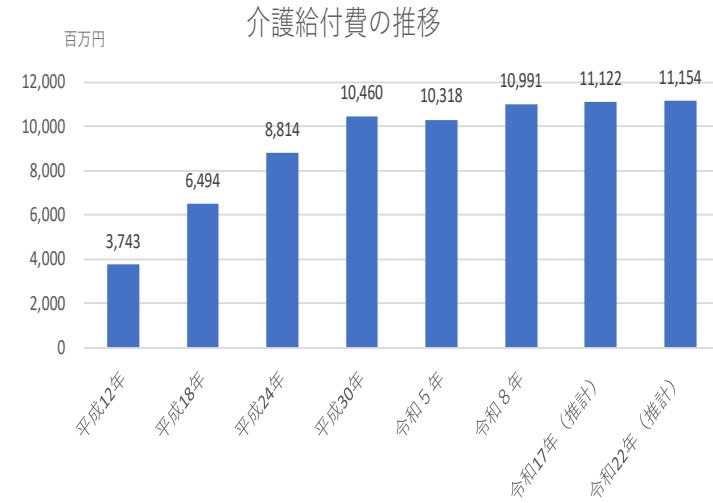


出典：平成27年まで国勢調査、令和7年以降市推計

介護給付費の状況

介護給付費は、介護保険制度創設時の平成12年には37億円でしたが、高齢化の進行により年々給付費が上昇しており、平成30年以降100億円を超過しています。

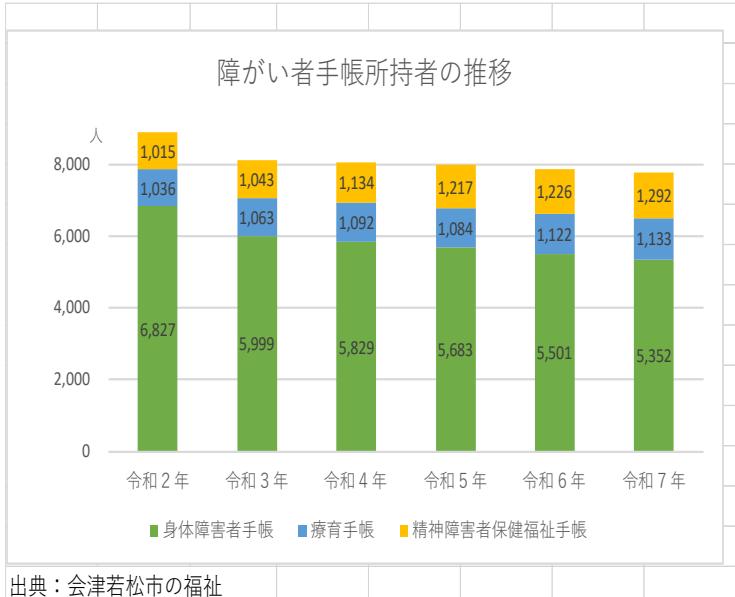
介護給付費は、今後も上昇が見込まれており、令和22年度には112億円程度になると想定されています。



障がい者の状況

本市の障がい者手帳を所持する方は、令和7年4月1日現在で身体障害者手帳が5,352人、療育手帳が1,133人、精神障害者保健福祉手帳が1,292人の合計7,777人です。

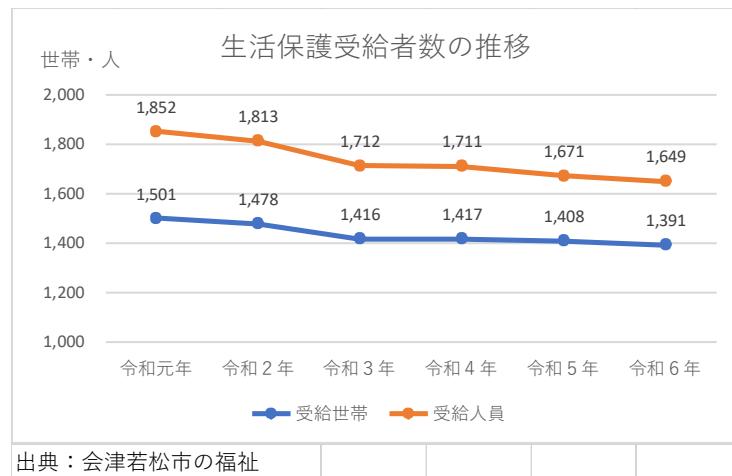
障がい者手帳を所持する方の7割を占める身体障害者手帳の所持者は減少していますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持する方は増加しています。



生活困窮者の状況

生活保護の受給者数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行がありましたが、経済雇用環境の改善を受け、全国的には減少傾向にあります。

本市においても、減少はしているものの、ほぼ横ばいの状況が続いています。



健康の状況

本市の平均寿命は、男性は 80.6 歳、女性は 87.1 歳で、県と比較すると男性は同程度で、女性は高くなっています。全国と比較すると、男女ともに若干低い状況にあります。

また、死亡要因の上位は、悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患、肺炎となっています。

これらによる死亡割合は、全国より高い状況になっています。

○健康の状況						
・平均寿命の状況（令和5年）						
	会津若松市		福島県		全国	
男性	80.	6歳	80.	6歳	81.	5歳
女性	87.	1歳	86.	8歳	87.	6歳

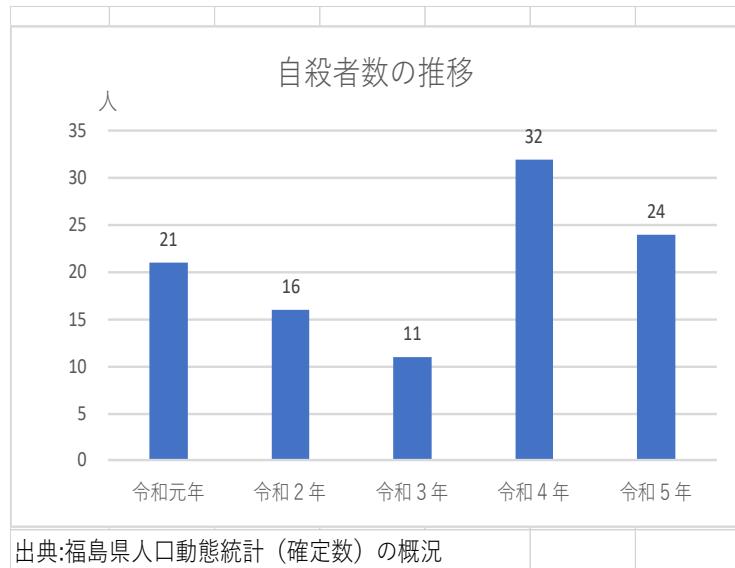
・死亡要因のうち上位5位（令和5年）						
	会津若松市		福島県		全国	
	死亡要因	割合（%）	死亡要因	割合（%）	死亡要因	割合（%）
1位	悪性新生物	22.6	悪性新生物	22.7	悪性新生物	24.3
2位	心疾患	13.9	心疾患	14.9	心疾患	14.7
3位	老衰	13.2	老衰	12.3	老衰	12.1
4位	脳血管疾患	8.7	脳血管疾患	8.1	脳血管疾患	6.6
5位	肺炎	4.7	肺炎	4.7	肺炎	4.8

出典:厚生労働省市町村別生命表の概況及び福島県人口動態統計（確定数）の概況

自殺者の状況

本市における自殺者数は、これまで20人台で推移し、令和3年には11人まで減少しました。

しかし、近年は増加傾向にあることから、「健康わかまつ21」に位置づけた自殺対策を推進していく必要があります。

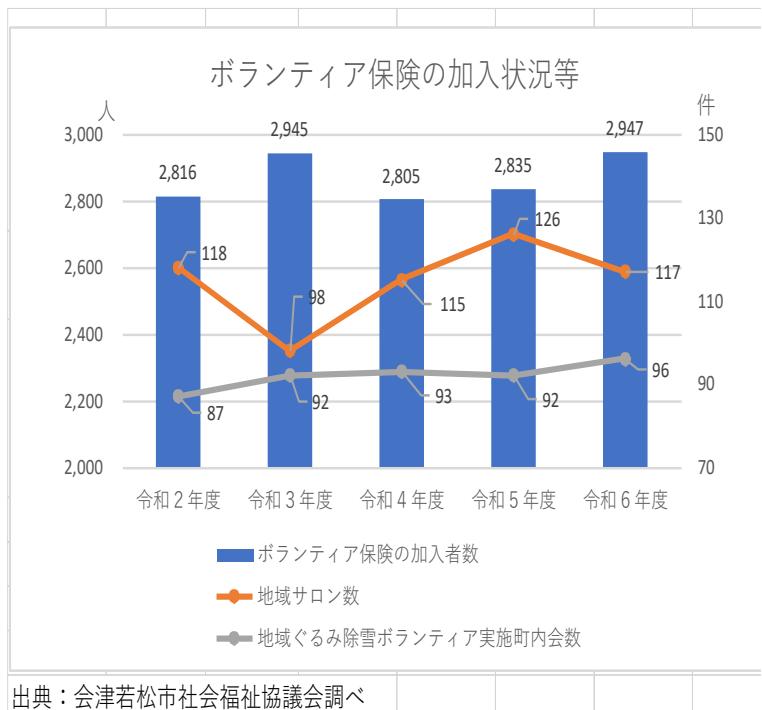


ボランティアの状況

本市のボランティア保険の加入者数は、3,000人から4,000人の間で推移しています。

「地域ぐるみ除雪ボランティア」を実施する町内会は、暖冬であった令和元年度を除き年々活動が増加しています。

また、地域サロン会の実施数も年々増加しており、地域のボランティア活動が活発化していることがわかります。



2 アンケートから見る本市の現状

この調査は、複雑化・複合化する地域生活課題に対する効果的な支援体制を構築するため、支援を行うべき対象者像やニーズ、それらに対応する福祉サービスをはじめとする社会資源の状況などの実態把握に加え、地域福祉活動への効果的な支援や「第3期地域福祉計画」（令和8年度から令和13年度）策定作業の円滑化に資することを目的に令和5年11月に実施しました。

調査対象者数及び調査方法については、住民基本台帳から抽出された満18歳以上の市民2,000人を対象に郵送により実施し、回答者数は530名で26.5%の回答率となっています。

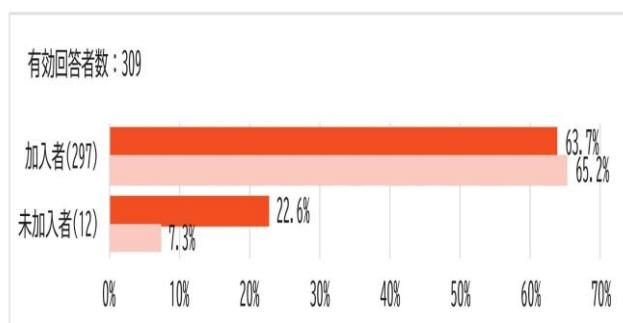
また、更生保護活動・再犯防止等に関するアンケート調査については、町内会の役員、民生委員・児童委員などの地域ケア会議に参加した市民を対象に令和5年4月から7月まで実施し、288名から回答をいただきました。

・地域福祉活動への参加の状況

地域活動への参加状況については、59.6%（前回60.0%）の方が参加しています。町内会加入者の地域活動への参加は、63.7%と高い状況にあり、未加入者の参加は低い状況にあります。未加入者の活動への参加割合は22.6%（前回7.3%）と大きく改善していますが、地域福祉活動の推進には、町内会活動が重要であることがわかります。

※グラフ下段は前回（令和元年）調査結果、以下同様。

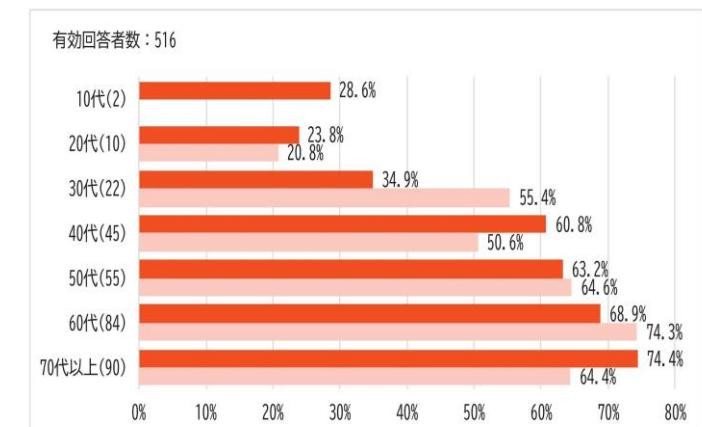
地域福祉活動への参加状況（町内会加入別）



・年代別地域福祉活動への参加の状況

地域福祉活動への参加状況を年代別に比較すると、40歳代以上で60%を超える方が参加していますが、20歳代以下では23.8%と低い状況にあります。

地域福祉活動への参加状況（年代別）



・地域福祉活動のリーダー像

地域福祉活動のリーダーについては、「意欲のある個人」や「研修などを受けた住民」に期待する意見が上位を占めました。前回調査と比較すると「意欲のある個人」の割合が4.3ポイント増加しています。

中心的に地域福祉活動を行うのにふさわしい人

有効回答者数：477



《その他の回答》 医療・福祉の専門職、行政職員 等

・優先的に解決が必要な地域生活課題

地域において優先的に解決しなければならない地域生活課題については、「高齢者のみ世帯の安否確認」、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」、「働きながら子育てできる環境の整備」、「自力での除雪が困難な世帯への支援」、「空き家・空き地の適正な管理」が上位を占めました。前回調査と比較すると、「高齢者のみ世帯の安否確認」、「空き家・空き地の適正な管理」、「孤立死の防止」が増加し、「健康づくりへの取組」が減少しています。

優先的に解決することが必要な地域生活課題

有効回答者数：525（3つまで回答可）

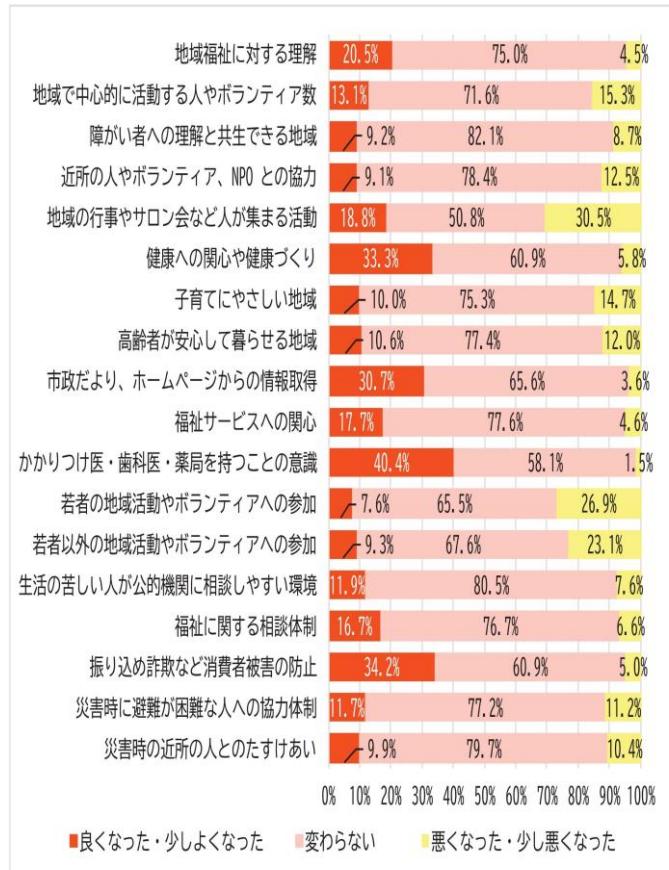


《その他の回答》 通学路の安全確保 等

・ 計画策定後の地域の変化

「第2期地域福祉計画」策定後の地域の変化については、「かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの意識」、「振り込め詐欺など消費者被害の防止」、「健康への关心や健康づくり」、「市政だより、ホームページからの情報取得」の項目で「良くなつた・少し良くなつた」の割合が30%を超えており、高い状況にあります。一方で「地域の行事やサロン会など地域の方が集まる活動」、「若者の地域活動やボランティアへの参加状況」、「若者以外の地域活動やボランティアへの参加状況」の項目は、「悪くなつた・少し悪くなつた」との回答が20%を超えてています。

地域福祉計画策定後の状況の変化

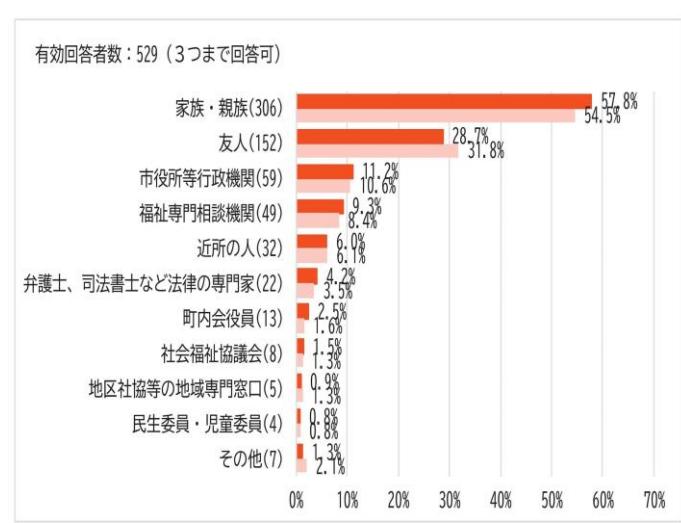


・ 相談の状況

地域生活課題の相談相手については、回答者の95.1%が「相談する人がいる」一方で、4.9%が「相談する人がいない」という回答となっています。相談相手は、半数以上が「家族・親戚」、次いで「友人」となり、身近な関係者が多い状況です。

「地域生活課題に係る相談相手（現状）」

(a)

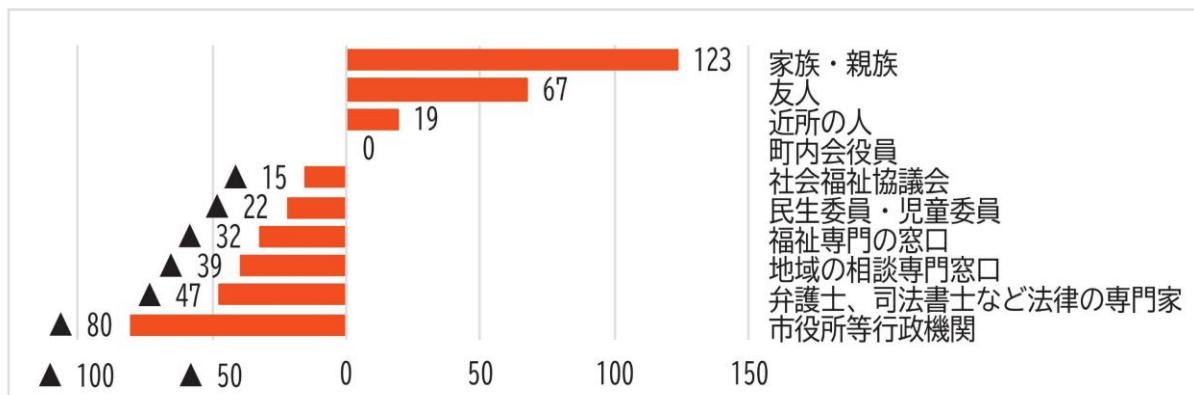


相談相手について、「現在相談している相手」と「本来相談したい相手」を比較すると、「家族・親族」、「友人」、「近所の人」など身近な方への相談は充足している一方で、「市役所等行政機関」や専門機関については、相談したいもののつながっていない割合が高いという状況にあります。

「地域生活課題に係る相談相手(本来相談したい相手)」(b)



「相談相手に対する状況 (a-b)」(c)



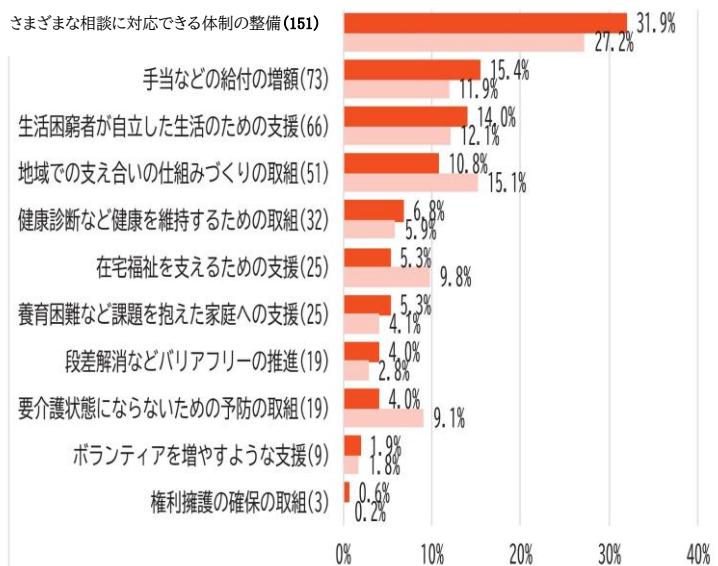
※ 「地域生活課題に係る相談相手(現状)」(a) から「地域生活課題に係る相談相手(本来相談したい相手)」(b) を差し引いた地域生活課題に係る相談相手の充足状況を、「相談相手に対する状況」(c) として示しています。

・ 充実を期待する福祉施策

今後、充実を望む福祉施策としては、「さまざまな相談に対応できる体制の整備」が31.9%と最も高く、次いで「手当などの給付の増額」、「生活困窮者が自立した生活のための支援」、「地域での支え合いの仕組みづくりの取組」が10%を超えていました。

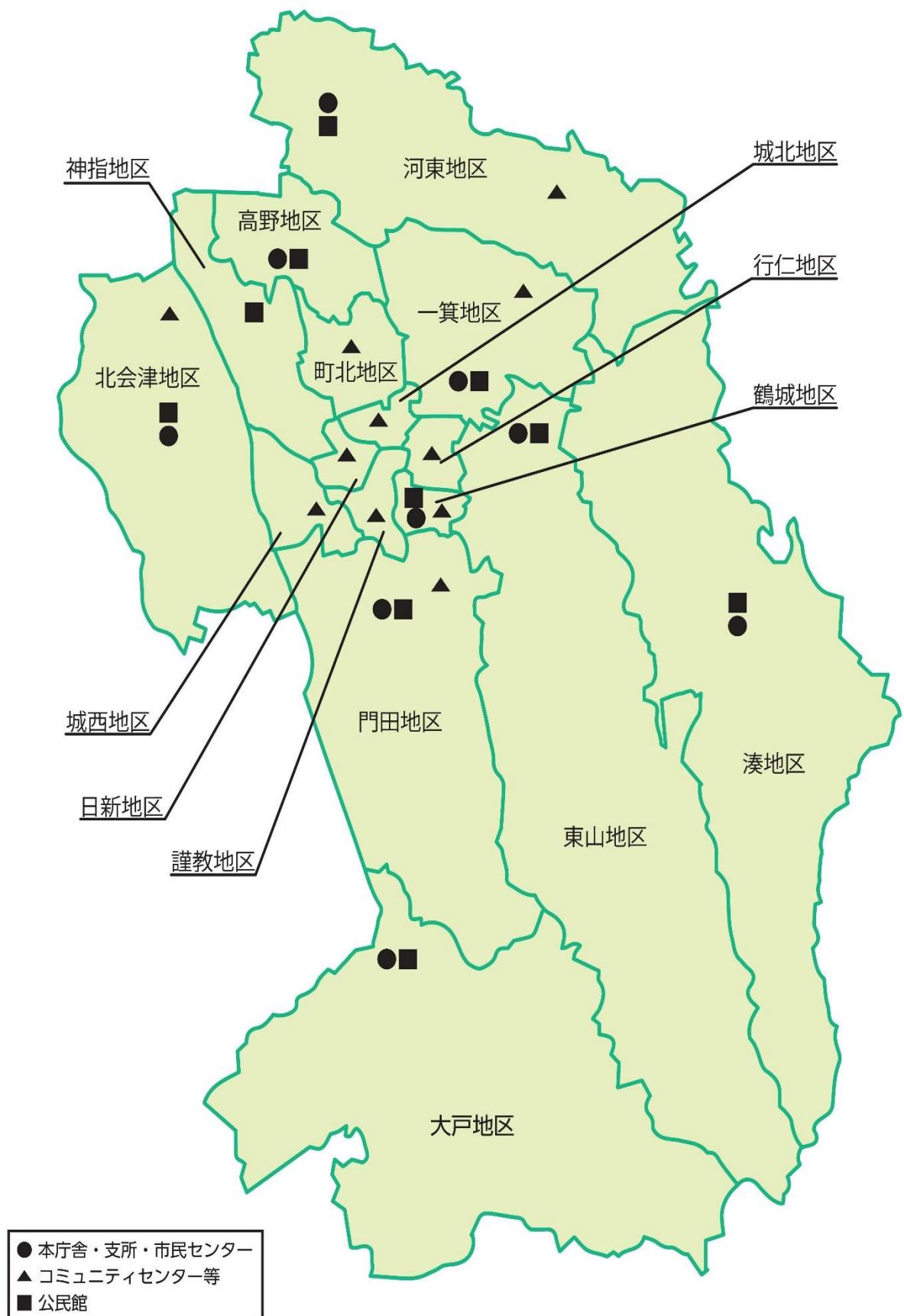
充実を期待する福祉施策

有効回答者数：473



3 地域の現状

(1) 地域の位置図



(2) 地域の範囲

令和7年4月1日現在													
行政機能等			小学校区	中学校区	地区区長会			地区社会福祉協議会	民生委員・児童委員			高齢者 日常生活圏域	共生福祉 相談員数
行政組織	公民館	コミセン等			名称	町内会数	世帯数		方部名	区域担当	主任児童委員定数		
市役所	中央	行仁	行仁	第一	行仁	40	3,039	—	第1	17	2	若松第1	3
		鶴城	鶴城	第二	鶴城	30	3,096	—	第2	21	2		6
		謹教	謹教	第三	謹教	60	4,182	謹教	第3	20	2	若松第2	5
		城北	城北	第一	城北	27	3,435	—	第4	16	2	若松第4	4
		日新	日新	第三	日新	30	3,181	日新	第5	19	2		4
		城西	城西	第四	城西	31	4,746	城西	第6	20	2	若松第2	6
北市民センター	北	永和	第六	町北	8	973	北地区	第7	7	2	若松第4	1	
				高野	11	307		第11	5	2		1	
				神指	15	871		第12	9	2		1	
南市民センター	南	—	門田	第五	門田	45	8,269	—	第13	26	2	若松第3	5
		—		第四								若松第2	
		城南		第五								若松第3	
東市民センター	東	—	東山	第二	東山	16	2,372	東山	第8	10	2	若松第1	2
一箕市民センター	一箕	—	一箕	一箕	一箕	57	7,160	一箕	第10	24	2	若松第5	4
		松長											
大戸市民センター	大戸	—	大戸	大戸	大戸	14	420	大戸	第14	8	2	若松第3	2
湊市民センター	湊	—	湊学園(前期)	湊学園(後期)	湊	16	483	湊	第9	9	2	若松第5	2
北会津支所	北会津	真宮	北会津	北会津	北会津	50	2,251	北会津	第15	17	2	北会津	3
		—											
		川南											
		—											
河東支所	河東	—	河東学園(前期)	河東学園(後期)	日橋	25	1,652	河東	第16	21	2	河東	3
		八田交流			八田	10	232						
		—			堂島	18	620						
9機構	9館	10施設	19校	11校	20地区	503町内会	47,289世帯	10地区	16方部	249人	32人	7圏域	52人
※小学校区・中学校区については、一部選択学区となっている地域もあります。													
※民生委員・児童委員の定数については、令和7年12月1日現在（2名増）を記載しています。													

(3) 地域の特性（16 地区）

地域の特性は、「地域福祉推移アンケート」の結果や統計、地域ケア会議などでの意見等を総括したものです。

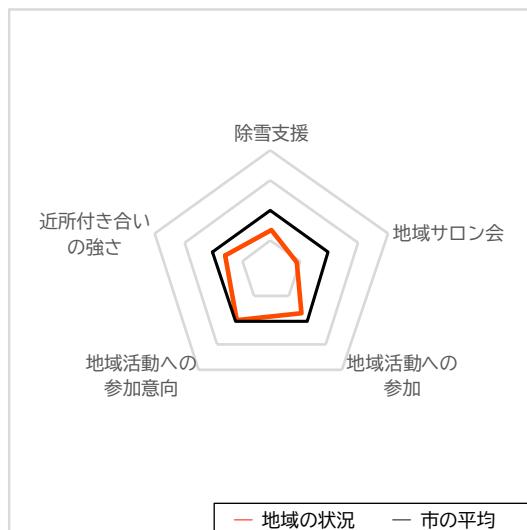
行仁地区

● 地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	5,666 人	5,213 人
高齢者人口	1,787 人	1,750 人
高齢化率	31.5 %	33.6 %
町内会数	43 町内会	40 町内会
世帯数	3,062 世帯	3,039 世帯

● 地区の状況

(1) 地域福祉を取り巻く環境



(2) 現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 行仁まちづくり協議会が設立されました。
- ▶ 地域サロン会の団体数が市の平均より低くなっています。
- ▶ 防災ミニケア会議を開催し、みんなで災害への備えに取り組んでいます。

● 地域の課題

- ▶ 地域活動の内容がわからず参加しにくいとの声があります。
- ▶ 高齢者から外出する機会の確保が望まれています。
- ▶ 隣近所の関係性が希薄化し、支え合いが弱くなっています。
- ▶ 地域活動の担い手が不足しているため、若者の地域活動への参加が望まれています。

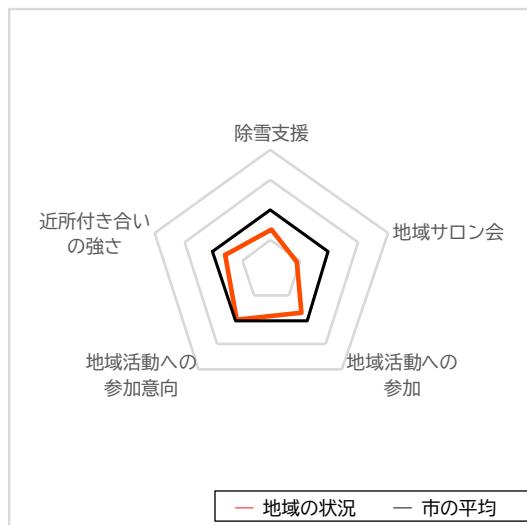
鶴城地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	7,313 人	6,681 人
高齢者人口	2,599 人	2,369 人
高齢化率	35.5 %	35.5 %
町内会数	30 町内会	30 町内会
世帯数	3,138 世帯	3,096 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 「地域ぐるみ除雪ボランティア」による除雪の支援が活発に行われています。
- ▶ 地域サロン会活動は活発に行われていますが、参加者の高齢化が進んでいます。
- ▶ 高齢化が進展し、高齢者世帯が増加しています。

●地域の課題

- ▶ 地域サロン会への参加者が高齢化しており、地域サロン会活動の継続に不安を持つ方が増えています。
- ▶ 高齢化の進展により、今後の町内会運営に不安を持つ方が増えています。
- ▶ 優先的に解決する課題として、高齢単身世帯の見守りと考える方が多くいます。

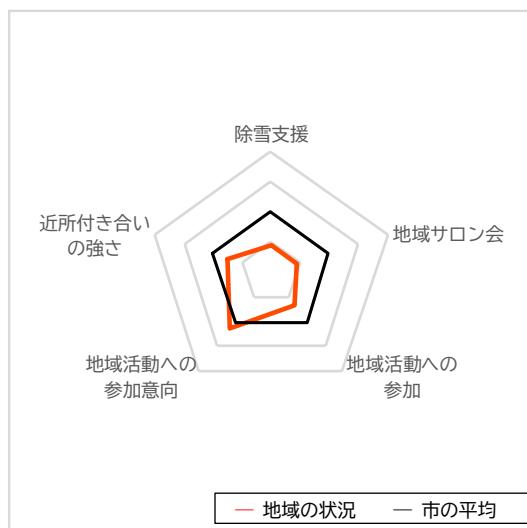
謹教地区

● 地域データ

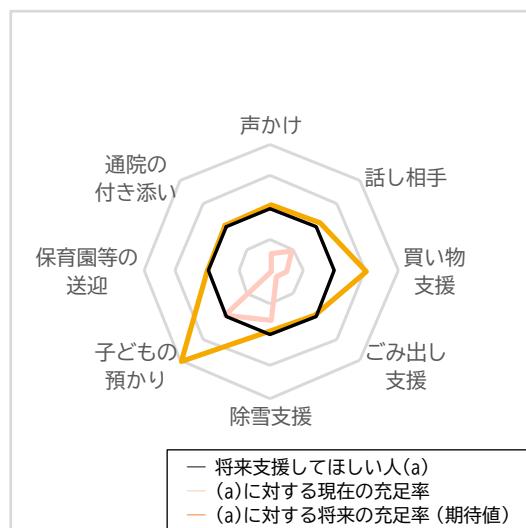
項目	令和2年	令和7年
人口	7,582 人	6,728 人
高齢者人口	2,416 人	2,369 人
高齢化率	31.9 %	35.2 %
町内会数	60 町内会	60 町内会
世帯数	4,368 世帯	4,182 世帯

● 地区の状況

(1) 地域福祉を取り巻く環境



(2) 現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 地区社会福祉協議会「謹教ふれあいネットワーク」設立されました。
- ▶ 地域福祉活動への参加意向は高いものの、参加につながっていない状況です。
- ▶ 児童が高齢者宅に訪問し、防犯を呼びかける取組が行われています。
- ▶ 中心市街地に近い地域では、集会所を保有する町内会は少ない状況です。

● 地域の課題

- ▶ 集会所の確保が難しいことから、集会所以外の場所の確保が必要です。
- ▶ 地域活動の取組内容がわからず参加しにくいとの声があります。
- ▶ 地域活動の担い手が不足しています。

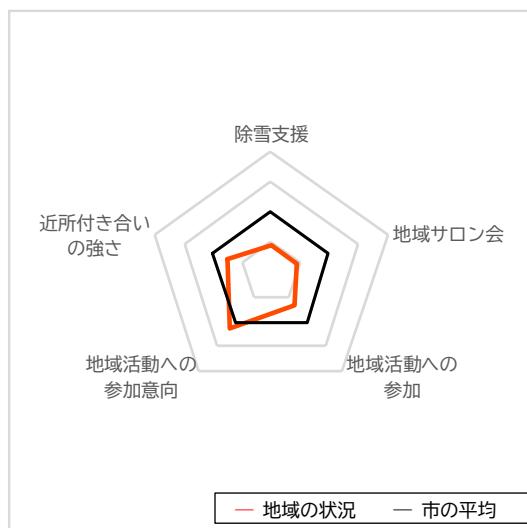
城北地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	9,698 人	9,201 人
高齢者人口	3,033 人	2,981 人
高齢化率	31.3 %	32.4 %
町内会数	27 町内会	27 町内会
世帯数	3,331 世帯	3,435 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 「地域ぐるみ除雪ボランティア」の取組や地域サロン会への参加が市の平均より低い状況です。
- ▶ 大雨が増えていることから、防災意識が高まっています。
- ▶ 集会所など地域の集い場が少ない状況です。

●地域の課題

- ▶ 地域の集いの場となる場所の確保が必要です。
- ▶ 災害に対応できる体制づくりが求められています。
- ▶ 地域サロン会の参加に向けて、活動内容の情報発信が求められています。

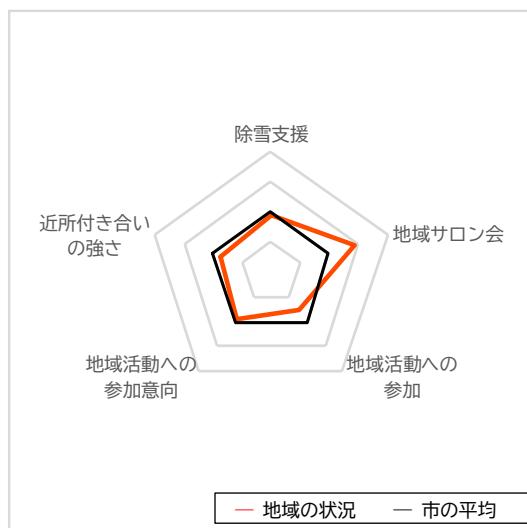
日新地区

●地域データ

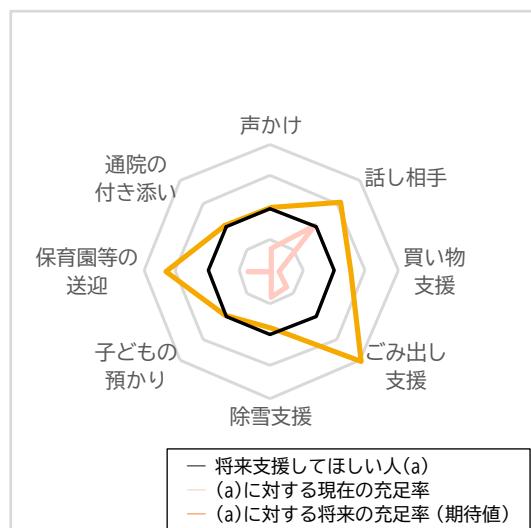
項目	令和2年	令和7年
人口	6,783 人	6,256 人
高齢者人口	2,222 人	2,158 人
高齢化率	32.8 %	34.5 %
町内会数	30 町内会	30 町内会
世帯数	3,279 世帯	3,181 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 「日新地区社会福祉協議会」が設立されました。
- ▶ 地域サロン会を行う町内会の割合が市の平均より低い状況です。
- ▶ 地域の担い手を育成する担い手講座、災害に備えた防災講座を開催しています。

●地域の課題

- ▶ 町内会役員や地域サロン会の担い手が不足しています。
- ▶ 災害発生時に対応できる防災の取組が求められています。

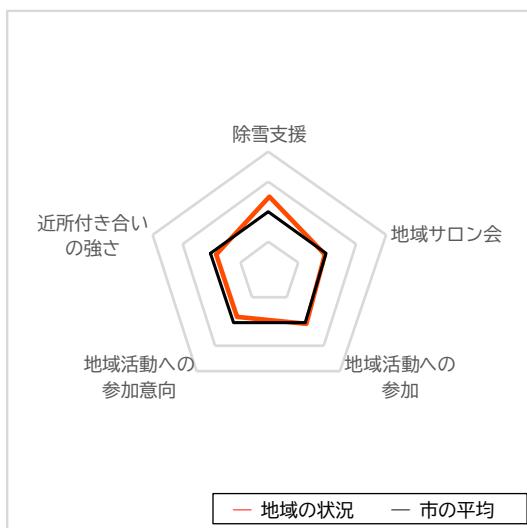
城西地区

●地域データ

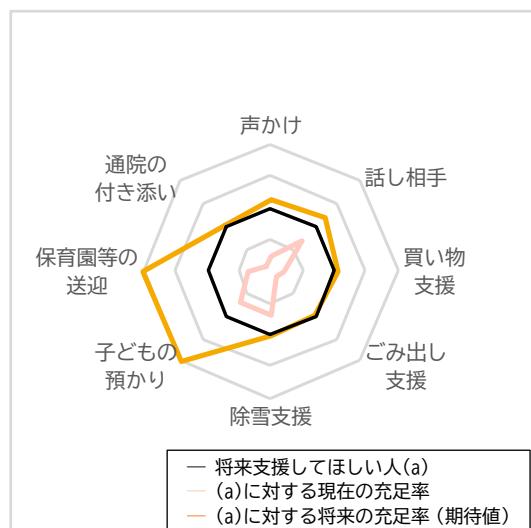
項目	令和2年	令和7年
人口	10,405 人	9,726 人
高齢者人口	3,126 人	3,034 人
高齢化率	30.0 %	31.2 %
町内会数	31 町内会	31 町内会
世帯数	4,760 世帯	4,746 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 城西ぬくもりネットワークが設立されました。
- ▶ 地域ぐるみ除雪ボランティアの活動が、市の平均より高い状況です。
- ▶ 地域の支え合い活動の多くが町内会役員や民生委員・児童委員などを中心として行われています。
- ▶ 町内会をはじめとした住民主体による行事や活動が活発に行われ、世代間交流が図られています。

●地域の課題

- ▶ 地域の支え合い活動に幅広い年代の方が参加できる環境づくりが必要です。
- ▶ 一戸建てと集合住宅が混在する地区では、つながりづくりが必要です。
- ▶ 地域の行事が少なくなったことで、地域住民同士の顔を合わせる機会が減少しています。

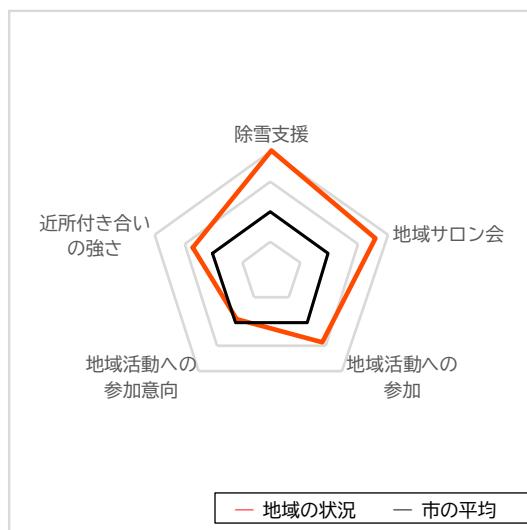
町北地区・高野地区

●地域データ

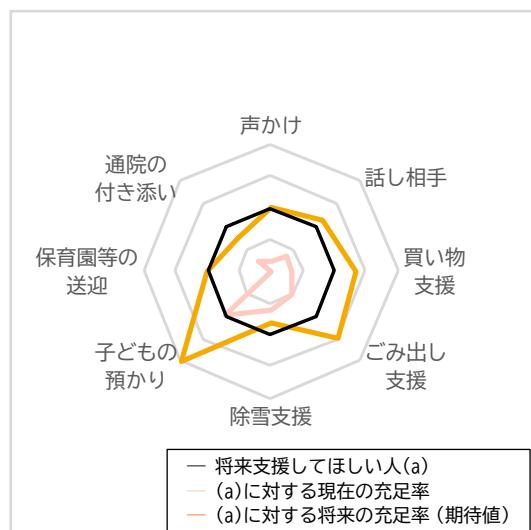
項目	令和2年	令和7年
人口	2,092 人	1,849 人
高齢者人口	782 人	760 人
高齢化率	37.4 %	41.1 %
町内会数	19 町内会	19 町内会
世帯数	1,232 世帯	1,280 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 北地区地域づくり協議会が設立されました。
- ▶ 地域づくり協議会を中心に住民参加による活動が増加しています。
- ▶ 買い物や通院などに必要な移動手段の確保が望まれています。
- ▶ 小学校や公民館を活用した活動が活発になっています。

●地域の課題

- ▶ 町内会役員や地域サロン会の担い手が不足している状況です。
- ▶ 行事に参加する方が少なく参加者を増やしていく仕組みづくりが必要です。
- ▶ 買い物や病院、つどいの場への移動手段の確保が必要です。

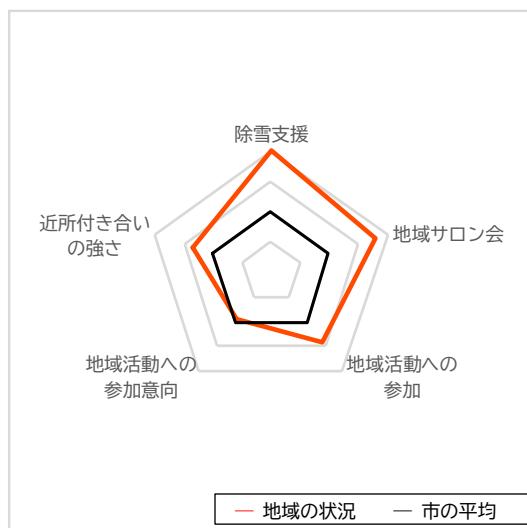
神指地区

● 地域データ

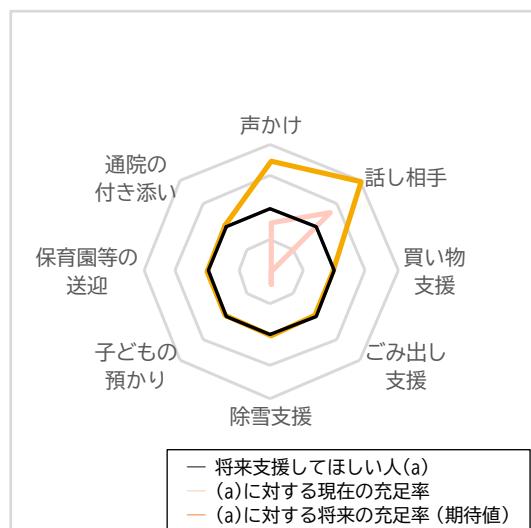
項目	令和2年	令和7年
人口	2,658 人	2,355 人
高齢者人口	1,067 人	1,054 人
高齢化率	40.1 %	44.8 %
町内会数	16 町内会	15 町内会
世帯数	880 世帯	871 世帯

● 地区の状況

(1) 地域福祉を取り巻く環境



(2) 現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 除雪の支援や地域サロン会に取り組む町内会が市の平均より高くなっています。
- ▶ 町内会役員や地域サロン会の担い手が少なくなっています。
- ▶ 地域で行う行事が少なくなっています。

● 地域の課題

- ▶ 地域の行事が少なくなったことで、地域住民同士の顔を合わせる機会が減少しています。
- ▶ 災害に対応できる体制づくりが求められています。
- ▶ 町内会役員や地域サロン会の担い手を増やしていく必要があります。

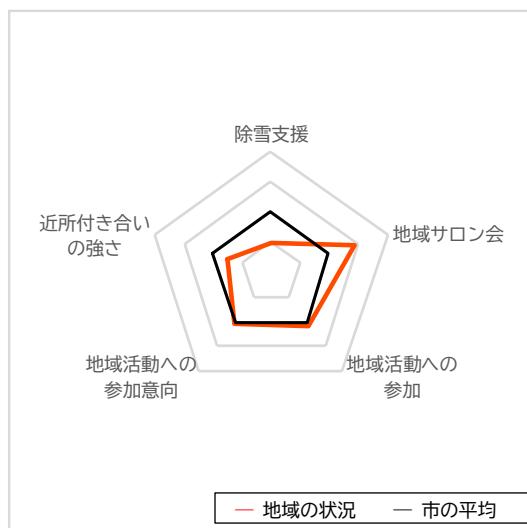
門田地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	23,780 人	22,394 人
高齢者人口	6,149 人	6,516 人
高齢化率	25.9 %	29.1 %
町内会数	45 町内会	45 町内会
世帯数	8,104 世帯	8,269 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 地域サロン会が活発に行われている一方で、地域ぐるみ除雪ボランティアの活動は市の平均より低い状況です。
- ▶ 地域住民によるあいさつ運動が行われ、多世代のつながりが生まれています。
- ▶ 集合住宅に居住する方とのつながりの弱さが心配されています。

●地域の課題

- ▶ 公共交通機関の利用が難しい地域があり、移動手段の確保が求められています。
- ▶ 高齢者の閉じこもり防止や予防が求められています。
- ▶ 町内会役員などの担い手を増やしていく必要があります。

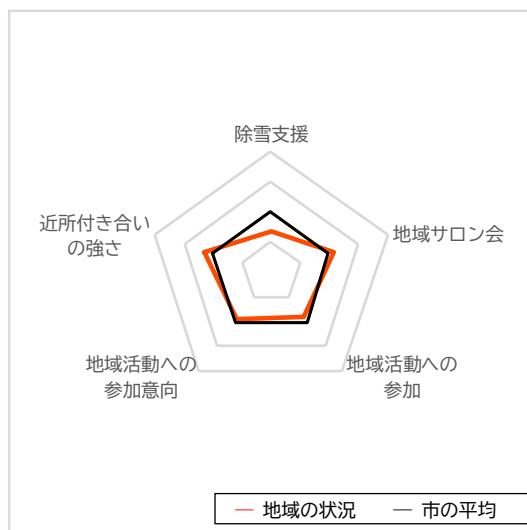
東山地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	5,208 人	4,905 人
高齢者人口	1,627 人	1,613 人
高齢化率	31.2 %	32.9 %
町内会数	16 町内会	16 町内会
世帯数	2,225 世帯	2,372 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 災害に備え、地域の企業と連携した避難所の確保などに取り組んでいます。
- ▶ 集会所など地域の集い場が少ない状況です。
- ▶ 隣近所とのつながりの弱さが心配されています。

●地域の課題

- ▶ 地域福祉活動の担い手が少なくなっています。
- ▶ 若者の地域活動への参加が期待されています。
- ▶ 高齢者の安否確認など、孤立防止の取組が求められています。

一箕地区

● 地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	18,583 人	17,537 人
高齢者人口	4,923 人	5,216 人
高齢化率	26.5 %	29.7 %
町内会数	56 町内会	57 町内会
世帯数	6,928 世帯	7,160 世帯

● 地区の状況

(1) 地域福祉を取り巻く環境



(2) 現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 一箕地区ひとみ創造ネットワークが設立されました。
- ▶ 公共交通機関を利用しにくい地域があります。
- ▶ 区画整理事業の完了により若い世代の住民が増加しました。

● 地域の課題

- ▶ 買い物や病院への移動手段の確保が求められています。
- ▶ 地域のつどいの場の確保が求められています。
- ▶ 単身世帯が増加しています。

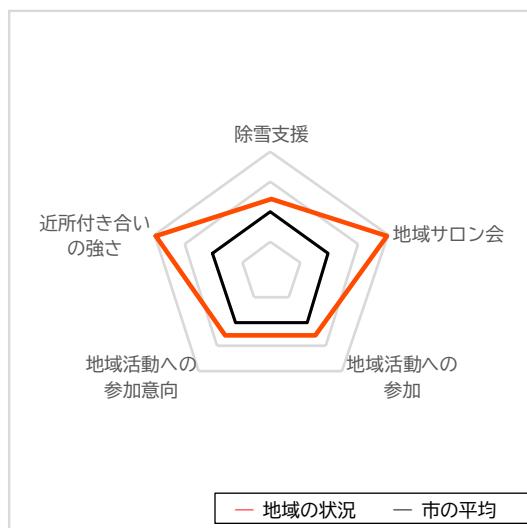
大戸地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	1,451 人	1,169 人
高齢者人口	707 人	658 人
高齢化率	48.7 %	56.3 %
町内会数	14 町内会	14 町内会
世帯数	460 世帯	420 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 大戸まちづくり協議会が設立されました。
- ▶ 買い物や病院への交通手段の確保のため、ボランティア輸送が行われています。
- ▶ 買い物場所の確保のため、移動販売の取組が行われています。

●地域の課題

- ▶ 少子高齢化による住民減少により、地域活動の担い手が不足しています。
- ▶ 空き家、空き地の増加が課題となっています。
- ▶ 通所・訪問系福祉サービスの事業者が減少しています。

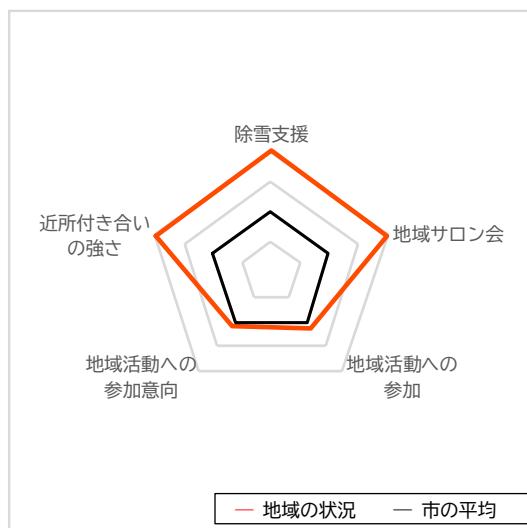
湊地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	1,663 人	1,406 人
高齢者人口	763 人	741 人
高齢化率	45.9 %	52.7 %
町内会数	16 町内会	16 町内会
世帯数	501 世帯	483 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 買い物や通院のため、みんなと湊まちづくりネットワークが湊バスを運行しています。
- ▶ 空き地の増加や地域福祉活動の担い手不足に不安を感じる声があります。
- ▶ 多くの項目で、将来支援できると考える方が将来の支援ニーズを上回っています。

●地域の課題

- ▶ 将来の担い手の確保を進めていく必要があります。
- ▶ 災害に対応できる体制づくりが求められています。
- ▶ 通所・訪問系福祉サービスの事業者が減少しています。

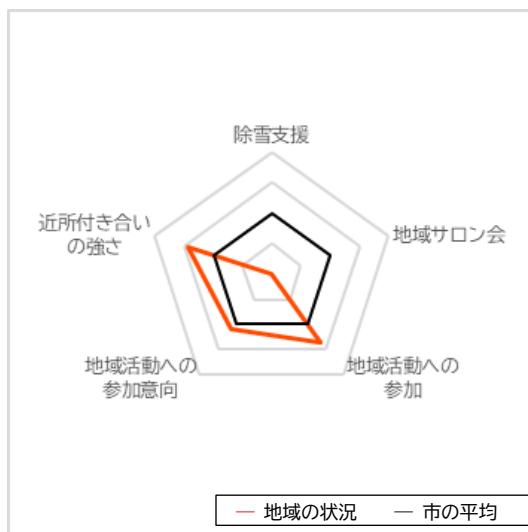
北会津地区

●地域データ

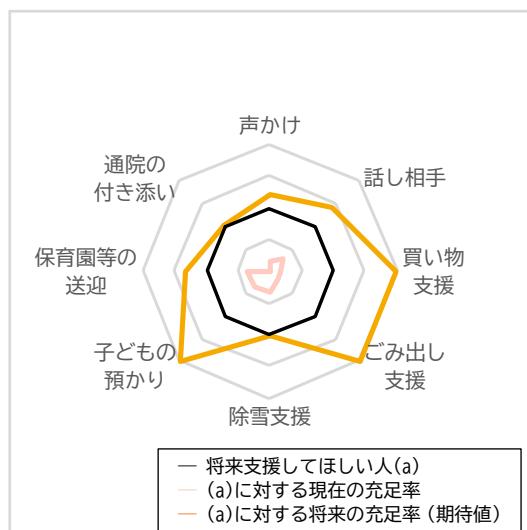
項目	令和2年	令和7年
人口	7,065 人	6,562 人
高齢者人口	2,278 人	2,390 人
高齢化率	32.2 %	36.4 %
町内会数	50 町内会	50 町内会
世帯数	2,128 世帯	2,251 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶ 地域ぐるみ除雪ボランティアの活動や地域サロン会を行う地域が、市の平均より低い状況です。
- ▶ さまざまな行事をとおして世代間交流が行われています。
- ▶ 認知症高齢者の見守り訓練を行っています。

●地域の課題

- ▶ 買い物や通院、公共施設への移動手段の確保が求められています。
- ▶ 複数組織の担い手となっている方が多く、担い手の負担が大きくなっています。
- ▶ 地域福祉活動の担い手が不足しています。

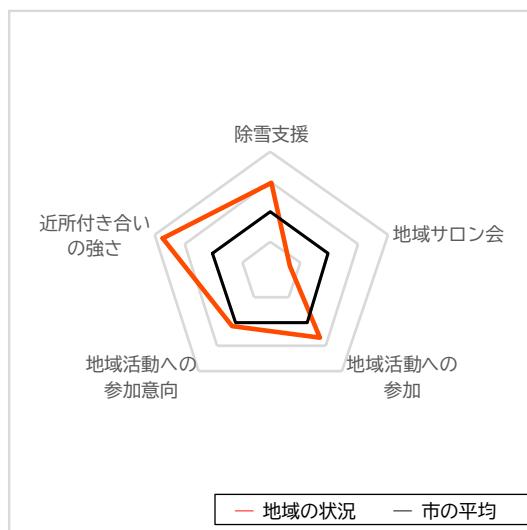
河東地区

●地域データ

項目	令和2年	令和7年
人口	8,222 人	7,334 人
高齢者人口	2,725 人	2,791 人
高齢化率	33.1 %	38.1 %
町内会数	53 町内会	53 町内会
世帯数	2,493 世帯	2,504 世帯

●地区の状況

(1)地域福祉を取り巻く環境



(2)現在の支援状況と将来の支援ニーズ



- ▶隣近所のつながりが強い地域です。
- ▶地域サロン会の数が市の平均と比較して少ない状況です。
- ▶高齢化の進展により、高齢者世帯が増加し、担い手が不足しています。

●地域の課題

- ▶買い物や通院、公共施設への移動手段の確保が求められています。
- ▶高齢化により担い手が不足しているとの声があります。
- ▶高齢者の閉じこもり防止や予防が求められています。

第3章 第2期計画の検証と今後の方向性



本計画の策定にあたり、第2期計画の進捗状況の検証を行い、今後の方向性を検討しました。

1 基本施策

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

基本施策1-1 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成

基本施策1-2 地域福祉活動の担い手の育成

基本施策1-3 誰もが活躍できる場の創出

○第2期計画の主な成果

- ・「あいづわかまつ地域福祉を考えるフォーラム」や「あいづわかまつ地域福祉を考えるセミナー」の開催などによる地域福祉活動への理解促進
- ・児童・生徒、学生を対象とした「ふくし体験出前講座」や「自分発見ボランティア事業」などの福祉教育の実施
- ・「つながりづくりポイント事業」におけるボランティア活動への参加促進
- ・「ボランティア学園」等におけるボランティア人材の養成
- ・「就労準備支援事業」による一般就労へ向けた支援や「障がい者就労支援促進会議」と連携した小売店や農家等での職場体験など社会参加の促進

○現状や課題

- ・地域福祉の推進にあたっては、幼少期からの福祉意識の醸成が必要不可欠なため、福祉教育の推進が重要となっています。
- ・地域住民が町内会活動をはじめとした地域福祉活動への参加が少なくなっています。
- ・地域福祉活動に関する情報が十分に共有されていない状況にあり、NPO法人やボランティア組織、地域運営組織等の地域福祉活動に取り組む組織や人材が不足しています。
- ・「ボランティア学園」等により養成された人材が、地域福祉活動への参加に十分に活かされていない状況にあります。
- ・地域福祉活動への参加機会が、若者は子ども会の減少、高齢者は定年退職の延長や就労増加により減少傾向にあります。
- ・障がいのある方、認知症の方への接し方に不安を持つ方が多い状況にあります。

○第3期計画における取組の方向性

- ・学校教育や地域活動を通じた継続的な福祉教育の実施
- ・参加機会の創出や参加につながる仕組みづくり
- ・地域福祉活動に取り組むボランティア団体など、組織の設立支援や活動基盤の強化充実
- ・地域福祉活動の取組内容や活動成果などの広報啓発の強化
- ・地域福祉活動への参加促進や世代間の交流の活性化
- ・障がいがある方、認知症の方など多様な状況の方への理解や社会参加の促進

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

基本施策2-1 地域交流の推進

基本施策2-2 支え合い活動の推進

基本施策2-3 住民と関係機関の連携

○第2期計画の主な成果

- ・学校の余裕教室、公共施設の未利用スペース活用による交流拠点の確保
- ・健康づくりをきっかけとした支え合い活動の増加
- ・地域サロン活動や介護予防活動の支援による地域サロン会の増加
- ・地域運営組織及び地区社会福祉協議会の組織化支援や活動支援による地域住民が交流できる機会の創出
- ・「あいべあ」などのＩＣＴ活用によるコミュニケーション手段の提供

○現状や課題

- ・社会構造や生活様式の変化により、町内会活動への参加者の著しい減少や、コロナ禍における活動縮小により、将来的な活動の継続性を危惧する地域もあります。
- ・高齢化の進展により地域の交流拠点まで行くことが困難な高齢者も増加しており、より身近な交流拠点が求められています。
- ・地域サロン会などの支え合いの仕組みづくりが広がりつつあることをふまえ、仕組みづくりを広げていく必要があります。
- ・地域住民の福祉増進に向けた地区社会福祉協議会活動の充実が求められており、未設置地区における組織化が期待されています。

○第3期計画における取組の方向性

- ・町内会をはじめとした地域福祉活動に取り組む組織の活動推進
- ・公共施設、オフィスの貸し出しや空き家の利活用など身近な交流拠点の確保
- ・地域で安心して生活できるための支援体制の構築
- ・地区社会福祉協議会の未設置地区への取組と活性化に向けた活動や運営費支援
- ・インターネットによるボランティアの情報提供や申し込み
- ・地域運営組織に対する「地域づくりビジョン推進事業補助金」の交付
- ・地域の身近な相談窓口として地域なんでも相談会「あのね」の開催

基本目標3 みんなが安心して暮らせる地域づくり

基本施策3-1 くらしを支える環境の整備

基本施策3-2 情報提供と相談体制の整備

基本施策3-3 医療・福祉サービスの充実

○第2期計画の主な成果

- ・「こども家庭センター」や「子育て支援センター」における相談実施や交流の場の提供
- ・「地域学校協働本部事業」を支える地域の団体、学校と連携した子どもの育成
- ・固定電話への災害情報の発信
- ・子ども食堂への食材支援のほか、「子ども食堂応援金事業」による食材費の支援
- ・重層的支援体制移行準備事業における多機関連携による相談支援体制の構築
- ・障がいのある子どもや家族への相談支援などを行う「児童発達支援センター」の開設
- ・「福祉の仕事相談会」の開催等による福祉人材の確保

○現状や課題

- ・同一の世帯内で複数の方が地域生活課題を抱えることが増えています。

- ・アンケート結果からは、行政機関や専門機関、福祉の専門職に相談したいものの、相談につながっていない状況が散見されます。
- ・地域社会における関係性の希薄化により、相談支援機関での要支援者の早期発見が難しくなっています。
- ・ＩＣＴの利用が一般化したこと、インターネット（SNS）を活用した情報提供など、多様な情報提供へのニーズが増加しています。
- ・医療及び福祉分野においても人材不足が深刻化しており、十分なサービス提供が難しくなっています。

○第3期計画における取組の方向性

- ・分野横断で包括的に受け止められる相談支援体制の構築
- ・社会的孤立者、潜在的な要支援者の効果的な把握
- ・安心できる医療・福祉サービスの提供
- ・多様なニーズに対応できる情報提供

2 重点的に取り組む施策

重点的な取組1 住民参画による地域づくり

重点的な取組2 相談・支援体制の充実した地域づくり

重点的な取組3 常時・非常時の切れ目のない支え合いの地域づくり

○これまでの主な取組

- ・地域運営組織の設立や活動の支援
- ・地域サロン会の組織化や活動支援
- ・重層的支援体制移行準備事業における多様な課題を包括的に受け止められる相談体制の整備
- ・生活サポート相談窓口における市と社会福祉協議会による連携した相談の実施
- ・町内会単位での防災をテーマとした「地域防災ミニケア会議」開催による防災の取組をきっかけとした支え合い活動の促進

○現状や課題

- ・地域福祉活動への積極的参加が若年層を中心に減少している状況にあります。
- ・個人情報保護に対する意識の高まりにより、隣近所の方への関心が低下しています。
- ・アンケート結果からは、さまざまな課題へ対応できる相談体制の整備を求める方が増加しています。
- ・障がいのある方や高齢者を中心に、災害時の避難に対して不安を感じる方が多くいます。

○第3期計画における取組の方向性

- ・社会構造や生活様式に変化に対応した新しいつながりの構築
- ・地域運営組織の推進（拡充）
- ・重層的支援体制整備事業の効果的な推進
- ・災害時に備えた支え合いのある地域づくりの推進

3 地域における重点的な取組（社会福祉協議会）

○これまでの主な取組

- ・地域に出向いた地域なんでも相談会「あのね」の開催
- ・地域サロン会等への助成金の交付と職員の派遣
- ・多世代かつ多種多様な方が参加できる交流の場の創出
- ・地域課題の解決に向けた地域運営組織との連携
- ・地区社会福祉協議会の取組への支援
- ・地域活動における人材育成や地域福祉の啓発を目的とした研修会の開催支援

○現状や課題

- ・地区社会福祉協議会活動の充実を図るために、適切な支援が必要です。
- ・地域住民がさまざまな活動を行うために必要な集会所等の施設が不足しています。
- ・郊外の地区においては、移動手段が少ないなど、買い物が難しくなっています。

○第3期計画における取組の方向性

- ・地域の実情に応じた担い手の育成や活動の場の確保
- ・地区社会福祉協議会未設置地区の組織化に向けた支援
- ・地区社会福祉協議会活動の充実に向けた具体的な提案など必要な支援

第4章 第3期計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2期計画では「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念に、子どもから高齢者に至るまで、誰もが安心して生活することのできる地域社会の実現を目指し、地域住民が身近な地域において住民主体による地域福祉活動に取り組みやすくなるような環境づくりや、住民同士の支え合いに必要な地域の仕組みづくり、複雑化かつ複合化した地域生活課題に対応できる関係機関連携の支援体制づくりなど、地域共生社会の実現に取り組んできました。

このような状況のもと、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のための活動自粛などで、活動の停滞はあったものの、地域における住民の支え合いの取組が開始されたり、介護予防や健康づくりの取組が始まったりするなど成果が見受けられました。

その一方で、コロナ禍による活動自粛によって、希薄となった人と人とのつながりが回復していない地域も見受けられます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民と多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、複雑化・複合化し、制度や分野による「縦割り」では解決できないさまざまな地域生活課題に対応するため、これまでの取組を深め、地域住民等と行政が地域生活課題を「我が事」として捉え、「丸ごと」つながれる地域を目指します。

このような状況から、第3期地域福祉計画においては、引き続き「地域共生社会の実現」を目指すこととし、本計画では、第2期計画の方向性を維持し、これまでの取組の深化を図るため、基本理念を継承し、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」とします。

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

2 計画の基本的な視点

本計画の推進にあたっては、次の視点をふまえて、地域福祉の推進を図ります。

(1) 地域福祉の主役は地域で生活する市民一人ひとり

市民は、会津若松市自治基本条例においてまちづくりの主体の一つとされています。市民一人ひとりが地域福祉を推進する主役となります。

(3) 地域共生社会の実現を目指す

地域生活課題を「我が事」として捉え、支え合うことが必要です。これにより年齢や障がいの有無にかかわらずすべての人がつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」を目指します。

(3) 地域の特性を活かし、地域生活課題に対応する

地域には人やモノ、情報等のさまざまな地域資源があります。地域生活課題を効

果的に解決できるよう地域の特色を上手に利用した地域づくりを目指します。

(4) 分野を超えた多様な主体が連携する

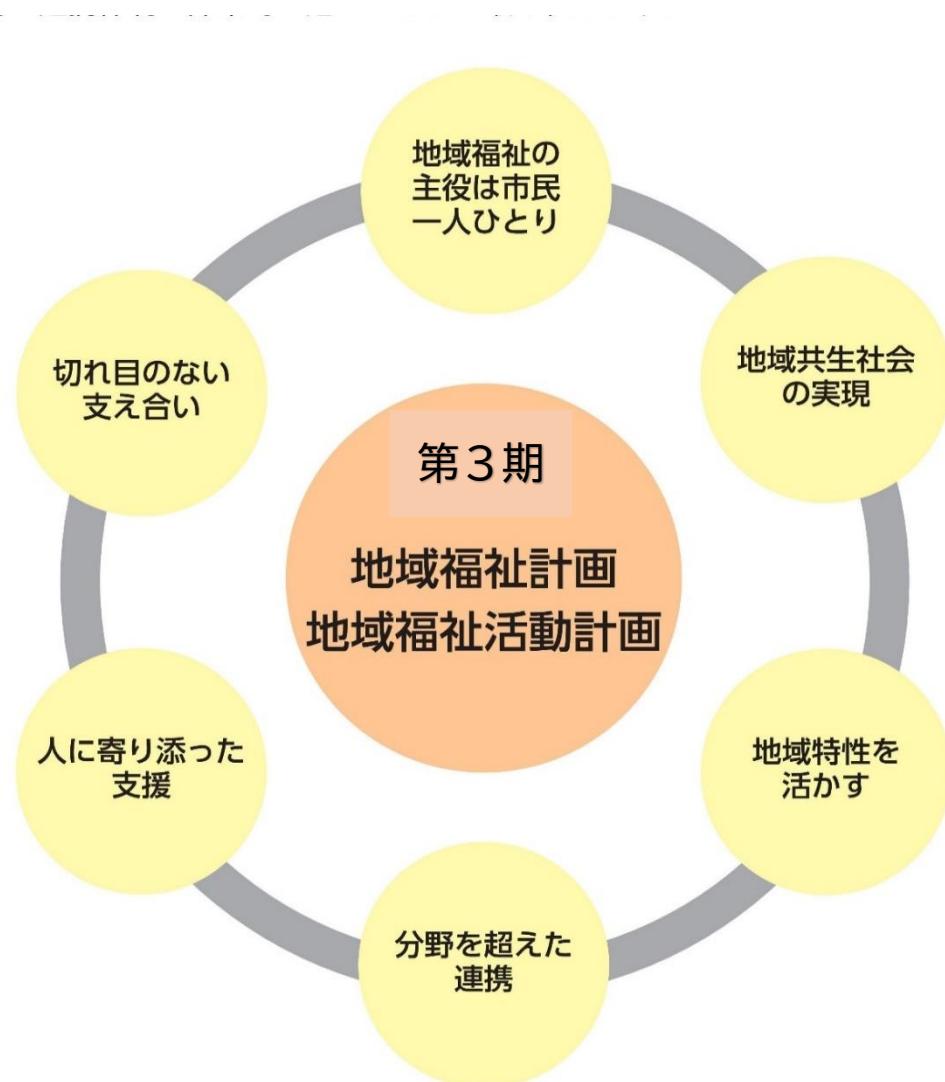
複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、障がい、介護、子ども・子育て、生活困窮などの福祉分野や医療・保健分野だけでなく、地域づくり、商工業、交通、農業、防犯、防災、学校教育、社会教育との分野を超えた連携を進めます。

(5) 一人ひとりに寄り添った支援を行う

支援の必要な方や世帯の課題を総合的、継続的に把握し、その方の状況やライフステージに応じた包括的な支援に取り組みます。

(6) 常時・非常時の切れ目のない支え合いを推進する

近年の災害や感染症の発生状況から、これまで以上に常時と非常時の切れ目のない、つながりや支援体制が重要になっています。常時における地域住民と行政や福祉関係機関、消防、警察との連携が、非常時においても活用できるよう取り組みます。



3 計画の基本目標

基本目標は、基本理念を実現していくための計画全体の骨組みとなるものです。

本計画では、本市の現状や課題に関する分析により、今後の必要な取組の方向性として、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり

地域福祉活動を推進していくためには、より多くの方が地域福祉活動に参加し、活動を充実することが大切となります。

その基盤づくりにあたっては、地域福祉の意識を高めるため幼少期からの福祉教育や生涯学習等を推進し醸成を図ることや、地域福祉活動に主体的に参画する人材の育成や組織化の支援、地域福祉活動の支援などに取り組み、地域福祉の基盤づくりを推進します。

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

地域生活課題の解消には、行政や専門機関により行われる制度による支援だけではなく、身近な日常の生活の中で行われる住民同士の支え合いや見守りが重要となります。

日常的なつながりや地域コミュニティの構築、地区社会福祉協議会の組織化など孤独を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりを推進します。

基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり

みんなが安心して暮らしていくためには、地域で生活するさまざまな立場の方がお互いの立場を理解し、支え合える関係が大切です。安心して暮らせる基盤づくりに向け、福祉サービスが適切に提供される体制や医療・福祉サービスの体制づくりや、困りごとを包括的に受け止める相談支援体制づくり、災害時に対応できるつながりづくりなど、福祉サービスの充実に取り組みます。

4 地域福祉に携わるさまざまな主体

社会福祉法では、「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

本計画では、当該規定をふまえ地域福祉に携わる方（主体）を「市民」、「地域」、「医療・福祉の専門職」、「社会福祉協議会」、「行政」と大きく5つに分類しています。これらの主体が、今後の本市における「地域福祉の推進」の必要性について、認識を共有するとともに、その実現には、地域特性をふまえ、それぞれの役割について共通の理解のもとで、協働の取組に必要な仕組みづくりを進めていきます。

【市　民】

○地域で生活する住民一人ひとり

地域住民は、地域社会の構成員の一人として、これまでも町内会等をはじめとした地域の活動に参加してきました。少子高齢化による人口減少が進行する中、地域を支える担い手としての一人ひとりの役割はこれまで以上に重要になっていきます。

住民一人ひとりが生活する地域への関心を高め、地域社会の一員として、できる範囲から地域福祉活動に参加していくことが、地域を元気にする力になるものと期待されています。

【地　域】

○町内会等の地域運営を担う各種団体

町内会等の各種団体については、地域で暮らす私たちにとってもっとも身近な組織です。地域住民主体の取組を行う上で基盤となるものであり、これまでも住み良いまちづくりに向けて、地域のさまざまな課題解決に取り組んできました。

しかし、担い手不足やコロナ禍によりこれまでの活動を続けることが難しくなってきており、より多くの方に参加してもらえるような取組が重要になっています。

○企業・商店

企業等については、これまで地域社会の一員として、さまざまな地域福祉活動への参加や協力などの貢献により、地域に欠かせないものとなっています。

また、働く世代の地域運営やボランティア活動等、地域福祉活動への参加が求められており、従業員が地域活動等に参加できるような労働環境づくりが期待されています。

○地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実行する地域運営組織について、その組織化や活性化に取り組んできました。

地域のさまざまな関係団体が参加し、住み続けたいと思う考えを盛り込んだ地域経営の指針に基づき活動することで、複数の地域課題が解決し、地域の持続可能な維持が期待されます。

○農業

農業と福祉の連携は、近年、単に農業における労働力不足と就労支援の機会確保のみならず、障がいのある方、ひきこもりの方などの社会参加の場や、高齢者の生きがいづくりの場として、幅広い機能や効果が期待されるようになっています。

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱される民生委員・児童委員は、地域と行政、医療・福祉の専門職などをつなぐ、地域福祉活動の架け橋となる方です。

アンケートでは、地域における要支援者の見守りのほか、悩みや心配ごとの相談、福祉サービス利用にあたっての支援など、これまでの活動の充実が期待されています。

○ボランティア

ボランティアは、制度のはざまを埋める地域福祉活動の重要な担い手として、既存の福祉サービスでは届きにくいきめ細かな支援を行ってきました。

また、ボランティア団体は、人や社会に貢献することを目的に、既存の福祉制度だけでは解決できないニーズ等へ対応できる地域福祉活動の担い手として、さまざまな活動に取り組んでいます。

意見交換の中では、地域活動にボランティアの更なる参加が期待されており、参加意欲のある方を参加につなげていくためにも、社会福祉協議会等との連携によるマッチングや積極的な情報発信が求められています。

○NPO法人

NPO法人は、不特定多数の利益のために活動する非営利の法人として、幅広い分野において行政機関や民間企業では行うことが難しい活動に取り組んできました。

意見交換の中では、地域活動においてNPO法人との連携が期待されています。

○学校

これからの教育は、学校だけではなく、学校、家庭、地域の連携・協力のもとで進めていくことが不可欠となっており、「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」により、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりが進められています。

意見交換の中では、学校における幼少期からの福祉教育の充実が求められています。また、児童・生徒、学生のボランティア活動や地域活動への参加も期待されており、学校においても、地域活動への参加につながるような環境づくりが期待されています。

【医療・福祉の専門職】

○医療機関、社会福祉関係団体、福祉サービス事業者等

医療サービスを提供する病院や、福祉サービスを提供する社会福祉関係団体や福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保や向上に取り組んできました。

意見交換の中では、医療・福祉の専門職として、地域住民の福祉活動への参加支援、福祉分野のまちづくりへの参画が期待されています。

【社会福祉協議会】

○社会福祉協議会

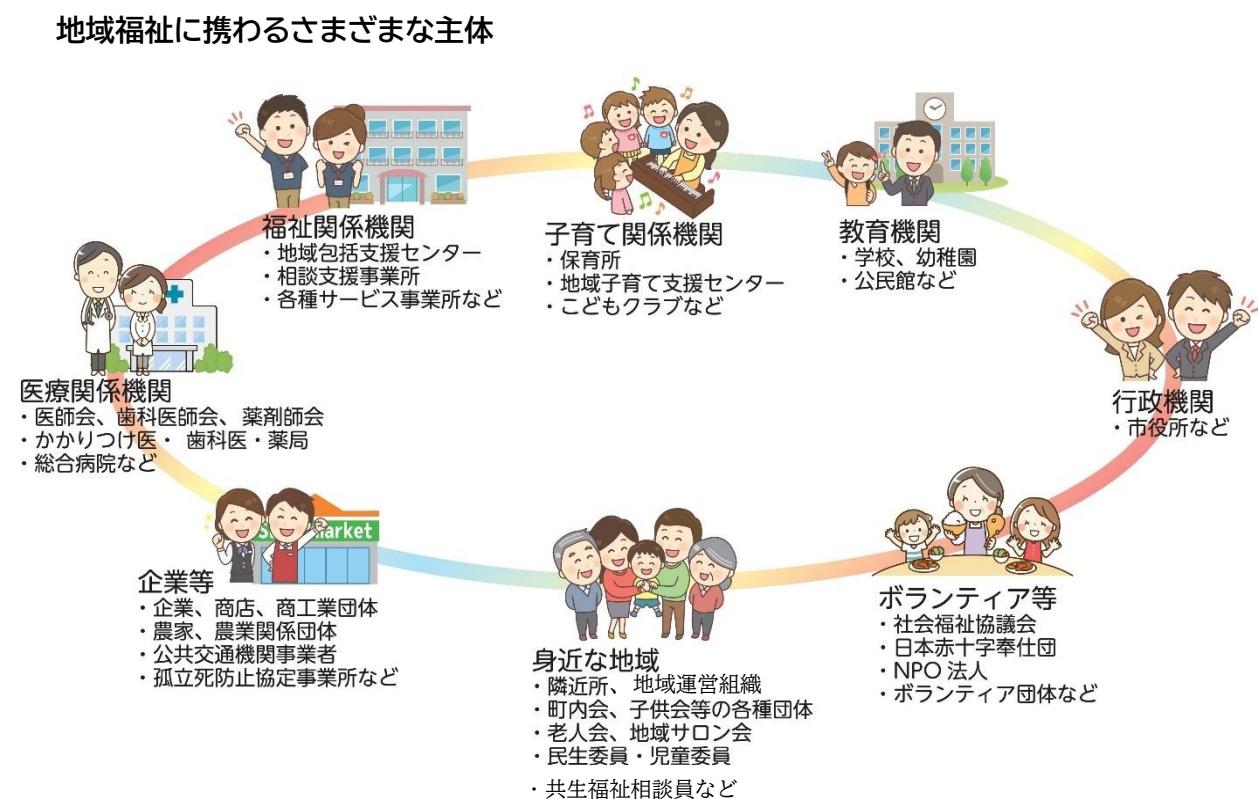
社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられており、行政をはじめとする関係団体との連携のもと、地域における地域生活課題や福祉ニーズの把握に取り組み、市全体の地域福祉活動のコーディネートや地域生活課題の解決に向けた取組を推進していきます。

【行政】

○行政

地域福祉の推進にあたり、行政は、市民福祉の向上を図るための各種施策を総合的に推進するとともに、社会福祉関係団体等との連携・協力のもと、地域福祉活動が充実・強化されるよう、仕組みづくりへの支援、地域住民が地域運営やボランティア等に参加できるような環境整備を推進していきます。

また、地域の生活課題等の解決に向けた取組の情報を収集し、適切な情報発信に努め、各地域において、地域の特性をふまえた地域福祉活動が推進されるよう、地域住民の取組を支援していきます。





第5章 施策とその展開

1 計画の体系図

本計画の基本理念及び3つの基本目標の実現に向けては、下記の基本施策を展開し、市民、地域における各種団体等、医療・福祉の専門職、社会福祉協議会、行政等が連携し、各者への相互理解を深めながら、本市の地域福祉を一体的に推進します。

＜計画の体系図＞

基本理念

誰もが安心して暮らせる地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 地域福祉推進の基盤づくり

- 基本施策1-1 地域活動参画へのきっかけづくり
- 基本施策1-2 地域福祉の担い手づくり
- 基本施策1-3 地域福祉の活動づくり

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

- 基本施策2-1 孤立を生まない地域づくり
- 基本施策2-2 つながりの得られる居場所づくり
- 基本施策2-3 尊重し合う地域づくり

基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり

- 基本施策3-1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり
- 基本施策3-2 包括的に受け止める支援体制づくり
- 基本施策3-3 災害時に備えた地域づくり

2 基本施策

基本目標 1 地域福祉推進の基盤づくり

基本施策 1-1 地域活動参画へのきっかけづくり

地域福祉の意識の醸成を図ることや、地域活動に主体的に参画する人材育成、組織化の支援、地域福祉活動の支援など地域福祉の基盤づくりを推進します。

○それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">▶地域福祉の理解を深めるよう努めます。▶地域社会を構成している一人であることを意識します。▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアへの活動に関心を高めるよう努めます。▶地域の行事や催事等に可能な範囲で参加するよう努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">▶多くの住民が地域福祉活動に関心を持ち、参加しやすい運営に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等)▶地域住民が愛着を持てる地域づくりに努めます。(地域活動団体・地域運営組織)▶地域生活課題を見える化し、活動参加へのきっかけを作ります。(地域活動団体・地域運営組織)▶効果的な情報発信を図り、団体活動への理解促進に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none">▶地域福祉の広報・啓発への協力に努めます。▶福祉教育や生涯学習への協力に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">▶人を慈しむ心、尊重する心を育むことを目的に、市や教育機関、地域と連携し、幼少期からの福祉教育に取り組みます。▶地域福祉の理解促進に向けて、広報・啓発に努めます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">▶市民の地域福祉の理解促進に向けて、広報・啓発に努めます。▶市民の地域活動への関心につながるよう、地域活動の事例紹介などを行います。

基本施策 1-2 地域福祉の担い手づくり

地域の行事への参加、地域活動に主体的に参画する人材の育成、町内会などの地域活動団体・地域運営組織、NPO法人等の組織化や活動の支援に取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動に関心を高めるよう努めます。▶町内会の活動にできる限り参画するよう努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">▶活動に参画する担い手の養成に努めます。▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアとの連携に努めます。▶従業員が地域福祉活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。(企業等)
医療・福祉の専門職	<ul style="list-style-type: none">▶地域福祉の担い手育成への協力に努めます。▶職員が地域福祉活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">▶地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に取り組みます。▶ボランティア学園の充実とともに、ボランティア活動等の情報提供やマッチング機能の強化を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none">▶地域福祉活動に参画しやすい環境づくりに取り組みます。▶社会福祉協議会や教育機関と協力し、地域福祉活動の担い手やリーダーとなる人材の育成に取り組みます。▶地域福祉活動に取り組むための地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアなどの組織化に向けた支援を行います。▶民生委員・児童委員の活動の充実に向けた人材確保を図ります。

基本施策 1-3 地域福祉の活動づくり

参加しやすい活動の場づくり、町内会などの地域活動団体・地域運営組織、NPO法人等の活動・継続支援、町内会の負担軽減、活動資金の確保に向けた寄附や募金等の推進に取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	▶地域福祉活動に誘い合い参加するよう努めます。
地 域	▶多くの住民が活動に関心を持ち、活動に参加しやすい運営に努めます。(地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティア等) ▶地域生活課題を把握し、地域で取り組めることをみんなで考えます。 ▶団体の強みを発揮できる活動や、これまでの活動を広げることに努めます。
医療・福祉の 専門職	▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ協力することに努めます。 ▶地域のニーズをふまえた「地域における公益的な取組」を進めます。(社会福祉法人)
社会福祉 協議会	▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ支援を行います。 ▶地域福祉活動を継続できる資金の確保に向け、共同募金をはじめとした寄附や募金の取組を広げます。
行 政	▶地域活動団体・地域運営組織、NPO法人、ボランティアの活動へ支援を行います。 ▶民生委員・児童委員、保護司が活動しやすい環境づくりを行います。 ▶町内会活動が継続的に行われるよう町内会の負担軽減に取り組みます。 ▶社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を支援します。 ▶地域ケア会議などプラットフォームにおいて、地域生活課題の共有や解決に向けた取組を検討します。

基本目標2 身近な地域で支え合える基盤づくり

基本施策2-1 孤立を生まない地域づくり

孤立を生まないつながりづくりやお互いを尊重し合える環境づくりなど、身近な地域で支え合える基盤づくりに取り組みます。

○それぞれの役割

市民	▶日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。 ▶日頃から地域にどのような方が住んでいるのか関心を持つよう努めます。
地域	▶多くの住民の交流につながる機会づくりに努めます。 ▶関係機関と連携しながら地域における見守りに努めます。 ▶多様な方の就労の場の確保に協力します。(企業・農業)
医療・福祉の専門職	▶日頃から地域の関係機関との連携を深め、孤立している方の把握に努めます。
社会福祉協議会	▶地域の関係機関との連携を深め、地域生活課題を抱える方や孤立している方の把握に努めます。 ▶地域生活課題を抱えながら相談支援機関が関わっていない潜在的な要支援者の把握に努めます。
行政	▶育児や介護などで同じ悩みを抱える方の交流の機会を提供します。 ▶関係機関と連携した就労や社会参加への支援を行います。 ▶地域生活課題を抱える方や孤立している方の把握に努めます。 ▶教育と福祉の連携を進め、見逃されやすい生活課題の把握に努めます。

基本施策 2-2 つながりの得られる居場所づくり

交流の場の創出・参加、空き家の利用支援、集会所整備の支援、公共施設の利用促進、交流の場の創出支援に取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	▶交流の場に誘い合い参加するよう努めます。
地 域	▶地域の交流促進につながる機会の創出に努めます。 ▶地域運営組織や地区社会福祉協議会などの組織化や地域での支え合い活動に努めます。 ▶交流の場の確保のための協力に努めます。（企業等）
医療・福祉の 専門職	▶交流の場の創出や交流活動への協力に努めます。 ▶交流の場の確保のための協力に努めます。
社会福祉 協議会	▶地区社会福祉協議会について、未設置地区の組織化を進めるとともに、すでに設置済みの地区については円滑な運営に向けた支援に取り組みます。 ▶地域交流につながる活動の充実や継続に向けた支援を行います。 ▶交流の場づくりに空き家を利用できるよう支援します。
行 政	▶交流の場の創出や交流活動を支援します。 ▶町内会による集会所整備への支援を図ります。 ▶学校や庁舎など使用していないスペースを活用し、公共施設の利用促進と新たなコミュニティの創出を図ります。 ▶居場所づくりに空き家が利用できるよう支援します。 ▶地域運営組織・地区社会福祉協議会の活動や運営の支援に取り組みます。

基本施策 2-3 尊重し合う地域づくり

多様な方々への理解・配慮、権利擁護の推進、虐待・DVの未然防止に取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	▶障がいや認知症などへの理解を深めるよう努めます。 ▶日頃から地域に配慮が必要な方が住んでいることに関心を持ち、関係づくりに努めます。
地 域	▶地域において、障がいのある方や認知症の方などと交流する機会を設けることに努めます。
医療・福祉の 専門職	▶虐待・DVの防止や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。 ▶医療・福祉サービスに関する情報を、配慮が必要な方にも伝わる方法により提供するよう努めます。
社会福祉 協議会	▶虐待・DVの防止や早期発見に向けて、関係機関と連携して取り組みます。 ▶成年後見制度の利用促進に向けた支援を行います。
行 政	▶市民や企業等が、障がいや認知症などへの正しい理解が得られるよう、広報・周知に取り組みます。 ▶虐待や権利侵害の防止に向けた理解促進に取り組みます。 ▶関係機関と連携し、虐待・DVの防止や早期把握に努めます。 ▶ユニバーサルデザインを活用し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。

基本目標3 安心して暮らせる基盤づくり

基本施策3-1 医療・福祉サービスの充実した地域づくり

医療・福祉サービスを利用しやすい体制づくりや、困りごとを包括的に受け止める相談支援体制づくり、災害時に対応できるつながりづくりなど、福祉サービスの充実により安心して暮らせる基盤づくりを推進します。

○それぞれの役割

市 民	▶市の広報紙やホームページなどにより、日頃から相談窓口の把握や医療・福祉への理解を深めるよう努めます。
地 域	▶住民間で医療・福祉サービス等の情報交換・収集ができる機会づくりに努めます。(地域活動団体・地域運営組織)
医療・福祉の 専門職	▶医療・福祉サービスに関する情報を、さまざまな方法によりわかりやすく伝えるよう努めます。 ▶利用者からのニーズの把握に努め、更に利用しやすい事業の充実を図ります。 ▶医療・福祉サービスの質の向上につながる人材育成や職場環境の整備に努めます。 ▶市民が安心して必要な医療・福祉サービスが受けられるよう、人材の確保に努めます。
社会福祉 協議会	▶利用者からのニーズの把握に努め、さらに利用しやすい事業の充実を図ります。 ▶実習生や研修生の受け入れ、相談会の開催など、福祉人材の育成や確保に向けて取り組みます。
行 政	▶市民に必要な情報をわかりやすく伝えられるよう努めます。 ▶医療・福祉サービスの充実を図るため、サービス利用者の声を吸い上げ、関係機関に共有します。 ▶医療と福祉サービスの連携に取り組みます。 ▶市民が安心して必要な医療・福祉サービスが受けられるよう、医療・福祉に携わる人材の確保や育成を支援します。 ▶高齢者や障がいのある方が共に利用できる共生型サービスの導入に向けて取り組みます。 ▶社会福祉法人の健全な経営や、福祉事業所による適切な福祉サービスの提供に向け、経営状況の適切な把握や必要な指導・助言を行います。 ▶社会福祉法人や民間事業者による新たな取組を支援します。

基本施策 3-2 包括的に受け止める支援体制づくり

課題を抱える方を相談支援機関へつなぎ、断らない相談窓口、分野横断的な支援に取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">▶自ら解決が難しい地域生活課題を抱えたときは、相談支援機関に相談します。▶日頃から身近な方からの相談や困りごとに耳を傾けます。▶支援を必要としている方を把握したときは、相談支援機関を紹介します。
地 域	<ul style="list-style-type: none">▶地域生活課題を抱えた方が、気軽に相談できる地域づくりに努めます。▶地域の見守りに努め、支援を必要としている方を把握したときは、相談支援機関につなぎます。
医療・福祉の 専門職	<ul style="list-style-type: none">▶日頃から各種相談窓口の状況把握に努め、利用者や相談者に対する周知に協力します。▶自ら解決が難しい地域生活課題を他の専門機関につなぐほか、連携して課題解決に取り組みます。▶複合的な地域生活課題を抱える方の情報を関係機関と共有し、連携して課題解決に取り組みます。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none">▶支援の必要な方への訪問やインターネットを利用し、早期の把握や支援に取り組みます。▶支援の必要な方と関係機関とのコーディネートや、新たな支援に向けた仕組みづくりを行う地域支援コーディネーターの育成・配置に取り組みます。▶身近な地域で相談できるよう地区社会福祉協議会における相談体制の構築に取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">▶地域生活課題を抱える方が、どこに相談しても支援につながるよう断らない相談支援を実施します。▶複合的な地域生活課題を抱える方に効果的な支援が行えるよう、関係機関と連携した相談支援体制を強化します。▶相談対応力向上に向け、相談員のスキルアップ機会の創出に努めます。▶地域と関係機関、関係機関同士の連携強化に努めます。▶教育と福祉の連携による積極的なアウトリーチに取り組みます。

基本施策 3-3 災害時に備えた地域づくり

災害に備え、日常的な交流促進、避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の策定、災害ボランティアの育成、福祉避難所の指定促進などに取り組みます。

○それぞれの役割

市 民	<ul style="list-style-type: none">▶災害時に協力し合えるよう、日頃から隣近所とのコミュニケーションに努めます。▶日頃から地域に一人では避難することが難しい方がいることを意識します。▶地域で行われる防災に関する研修会や防災訓練等への参加に努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none">▶避難行動要支援者の個別避難計画策定の協力に努めます。▶災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる機会創出に努めます。▶地域の自主防災組織の組織化や防災訓練の実施など、地域防災力の強化に向けた取組に努めます。
医療・福祉の 専門職	<ul style="list-style-type: none">▶避難行動要支援者の個別避難計画策定の協力に努めます。▶災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる活動の支援に努めます。▶福祉避難所の指定を検討します。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none">▶災害時に備え、災害ボランティア養成の推進や災害ボランティアセンターの設置訓練を行います。▶災害時に協力し合えるよう、日頃から地域の交流促進につながる活動の支援に努めます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">▶避難行動要支援者名簿の位置づけの理解促進や個別避難計画の策定を進めます。▶特別な配慮が必要な方のため、避難所への要配慮者スペースの確保や福祉避難所指定に向けて取り組みます。



第6章 地域における重点的な取組

(社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画)

1 はじめに

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念として、民間社会福祉活動の中核的な役割を担ってきました。

第2期計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症の流行があり、感染拡大防止のため社会活動が制限され、人と人とのつながりが弱くなりました。

このような大きな社会情勢の変化の中、生活に困窮する多くの方々から相談が寄せられ、生活相談や生活福祉資金の特例貸付など、必要な支援を行ってきました。

そして、第1期計画から引き続き、ボランティア学園による人材育成をはじめ、地区社会福祉協議会の設立や活動の支援など地域福祉の推進に取り組んできました。

また、それぞれの地域における重点的な取組として、地域サロン会の活動支援や健康づくりの支援、孤独・孤立防止の取組など住民主体の福祉のまちづくりを推進してきた中で、「担い手の不足」が地域共通の課題として顕在化していることや、多くの地域で「移動手段の不足」や「身近な場所での買い物の困難」などの具体的な生活課題も把握することができました。

本計画においては、あらゆる地域生活課題へ対応するため、アウトリーチによる生活課題の把握、地域や関係機関、行政との連携、活動の場への参加など、「気づく」、「つながる」、「参加する」を活動指針として、地域ごとに特性を活かした取組の推進や地区社会福祉協議会活動への支援などこれまでの取組を引き継いでいくとともに、課題を抱える世帯への支援の強化を図ります。

2 地域における重点的な取組（16 地区）

この地域における重点的な取組は、これまでの活動や地域福祉推進アンケート結果、地域ケア会議などでの意見交換をふまえ作成したもので、活動圏域第4層において、社会福祉協議会が地域住民や関係機関、行政と協力し重点的に取り組む事項であり、計画の中核となるものです。

◇行仁地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 行仁まちづくり協議会の設立
 - ▶ まちづくりワークショップにおける地域課題の把握
 - ▶ 神社におけるお日市の開催
 - ▶ 町内会ぐるみの一人暮らし高齢者等への声かけなど見守り体制の構築
 - ▶ 高齢者バスツアーの開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域福祉活動の啓発
 - ▶ 多世代が支え合える地域づくりの支援
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇鶴城地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 鶴城地区花火大会の開催
 - ▶ 地域の広報誌発行
 - ▶ 老人クラブによる奉仕活動等の実施
 - ▶ 普通救命救急講習会や健康講座の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保
 - ▶ 社会資源と地域とのコーディネートなど、活動・交流拠点の確保
 - ▶ 高齢者世帯の見守り体制の充実に向けた支援



◇謹教地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 謹教ふれあいネットワークの設立
 - ▶ 児童と高齢者等との世代間交流
 - ▶ 健康ウォークの開催
 - ▶ 区長会によるバザーの開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 社会資源と地域とのコーディネートなど、活動・交流拠点の確保
 - ▶ 地域サロン会の新設や活動内容の周知支援
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保
 - ▶ 世代を超えた顔が見える関係性の構築



◇城北地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ コミュニティバスによるお出かけツアーの開催
 - ▶ 城北地区文化まつりの開催
 - ▶ 地域交流の場として「新春のつどい」の開催
 - ▶ 地域資源を利用した地域サロン会の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 社会資源と地域とのコーディネートなど、活動・交流拠点の確保
 - ▶ 日頃からの防災を見据えた支え合い活動の推進
 - ▶ 地域サロン会の活動内容の周知や連携した活動への支援



◇日新地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 日新地区社会福祉協議会の設立
 - ▶ 日新地区町民大運動会の開催
 - ▶ 担い手の育成に向けた研修会等の実施
 - ▶ 各種関係機関と連携した高齢者と児童との世代間交流
 - ▶ 障がいがある方も参加できる清掃活動の実施
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保
 - ▶ 日頃からの防災を見据えた支え合い活動の推進
 - ▶ 地域防災活動の支援



◇城西地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 城西ぬくもりネットワークの設立
 - ▶ 夏まつりや湯川灯ろう流し、ウォーキング・大芋煮会など多世代が参加できるイベントの開催
 - ▶ 一人暮らしの高齢者と地域住民との交流会「秋のつどい」の開催
 - ▶ 地域住民を対象とした地域の支え合い担い手講座の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域サロン会等における介護予防及び健康づくりの支援
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保
 - ▶ 多世代のつながりづくりの支援



◇町北地区・高野地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 北地区地域づくり協議会の設立
 - ▶ 高齢者アンケートによる地域生活課題やニーズの把握
 - ▶ 自主防災組織の設立
 - ▶ 北地区夏まつりの開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域福祉活動の啓発
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保
 - ▶ 多世代のつながりづくりの支援
 - ▶ 移動手段確保の支援



◇神指地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ ちよこボラ隊による子どもたちの見守り活動
 - ▶ 神指地区健康ウォークの開催
 - ▶ 神指地区町民運動会の開催
 - ▶ 神指地区文化祭の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 多世代のつながりづくりの支援
 - ▶ 日頃からの防災を見据えた支え合い活動の推進
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇門田地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 地域住民によるあいさつ運動の実施
 - ▶ 門田地区敬老会の開催
 - ▶ 門田地区町民運動会の開催
 - ▶ 門田地区文化祭の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 移動手段確保の支援
 - ▶ 地域活動の啓発
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇東山地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 社会福祉協議会とともに地域なんでも相談会「あのね」の開催
 - ▶ 東山・人と地域をつなぐ会による広報誌の発行
 - ▶ 災害時における施設と地域住民との避難体制の構築
 - ▶ 東山地区健康ウォーク、敬老会・文化祭の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域なんでも相談会「あのね」の利用促進に向けた啓発活動
 - ▶ 地域サロン会新設に向けた取組支援
 - ▶ 関係機関と連携した防災意識定着に向けた取組



◇一箕地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 一箕地区ひとみ創造ネットワークの設立
 - ▶ 長寿を祝う日の開催
 - ▶ おせち食材配布
 - ▶ 障がいのある方と子ども・高齢者が参加できる行事の開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域住民間の顔の見える関係の構築
 - ▶ 障がいの有無や年齢にかかわらず参加できる取組への支援
 - ▶ 移動手段確保の支援



◇大戸地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 大戸地区まちづくり協議会の設立
 - ▶ 公共交通空白地へのボランティア輸送の実施
 - ▶ 地域住民の交流と健康づくりを目的とした健康ウィークの開催
 - ▶ 防災マップの作成と全戸配布
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ ボランティア活動充実のための支援
 - ▶ 身近な場所での健康づくりの充実
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇湊地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ みんなと湊まちづくりネットワークによるたすけあいサービスの実施
 - ▶ 湊地域内交通「みなとバス」と路線バスの乗継体験会
 - ▶ 買い物ツアーの開催
 - ▶ 防災ワークショップの開催
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 地域防災活動の充実に向けた支援
 - ▶ 介護予防体制の構築や介護予防教室の開催への支援
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇北会津地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 北会津ふれあいネットワークによる地域サロン会の設立支援
 - ▶ 担い手の育成に向けた研修会等の実施
 - ▶ 健幸スクールの開催
 - ▶ 認知症SOSネットワーク模擬訓練の実施
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 移動手段確保の支援
 - ▶ 地域福祉活動の担い手の確保



◇河東地区

- 地域によるこれまでの主な取組
 - ▶ 河東ふれあいネットワークによる地域サロン会の設立支援
 - ▶ 健幸スクールの開催
 - ▶ 認知症にやさしい声かけ訓練の実施
 - ▶ 一人暮らし高齢者への配食ボランティアの実施
- 社会福祉協議会による今後の重点的な取組
 - ▶ 移動手段、買い物の場の確保の支援
 - ▶ 各種団体との連携方法の検討、担い手の育成
 - ▶ 認知症の方の地域内での見守り体制強化の支援



3 地区社会福祉協議会の活動支援

地区社会福祉協議会は、地域の方々が「自分たちの地域を自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織される任意の団体です。

自分が住む地域の困りごとを発見し、解決に向けた話し合いや活動を行う、地域のたすけあいの原動力となる組織で、地域の区長会や民生児童委員協議会をはじめとした各種団体や個人により構成されています。

本市では、平成30年10月に東山地区において「東山・人と地域をつなぐ会」が設立され、現在までに10団体が設立されています。

本計画では、市内のすべての地域に地区社会福祉協議会が設立されるよう地域の方々の意向や思いをふまえ、引き続き、地域運営組織と連携しながら支援を行っていくとともに、地域福祉活動の充実に向けた取組を行っていきます。

- ▶ 地区社会福祉協議会の運営資金の支援
- ▶ 地域支援コーディネーターによる活動充実に向けた支援
- ▶ 地域版地域福祉活動計画の作成支援
- ▶ 地域住民自らが行う地域課題解決に向けた取組への支援
- ▶ 地区社会福祉協議会間の情報交換や地域運営組織との連携

4 課題を抱える世帯への支援

少子高齢化を背景とした人口減少など、社会情勢の変化を背景に、地域生活課題が多様化する中で、公的支援制度の枠組みだけでは対応が難しい課題を抱える方々への対応が求められています。複雑かつ複合化した課題や制度の狭間にある問題に対応するためには、地域における支援体制が重要です。

本計画においては、課題を抱える世帯への支援として、以下の取組を推進していきます。

- ▶ 住民や地区社会福祉協議会、支援関係機関、行政との情報の共有
- ▶ 地区社会福祉協議会や支援関係機関と連携した身近な場所での相談窓口の設置
- ▶ 住民や地区社会福祉協議会と連携した見守り活動による、顕在化しにくい課題を抱えている方の早期把握



第7章 再犯防止に向けた取組（第2期再犯防止推進計画）

1 計画の目的

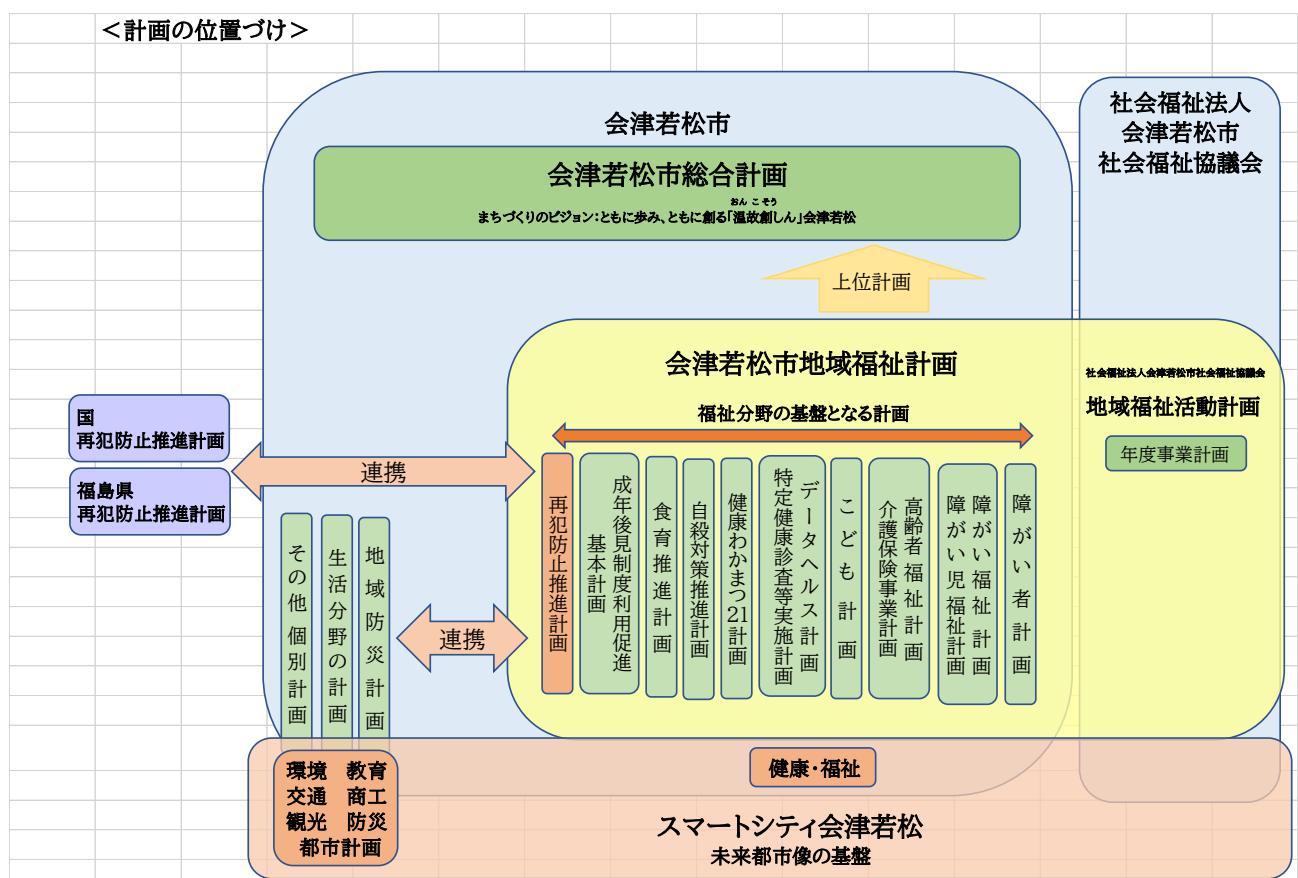
平成28年12月に制定・施行された再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）では、再犯の防止等に関する施策を実施するなどの責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯防止等に関する施策を推進する計画を定めることに努めることされました。

本市においても、令和6年3月に会津若松市再犯防止推進計画を策定し、国・県、関係団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者などが社会から取り残されることなく円滑に社会復帰し、地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

なお、再犯防止の施策の実施にあたっては、犯罪被害者やその家族の心情等に配慮していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2期及び第3期会津若松市地域福祉計画の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点からより具体的に体系化したもので、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。



3 計画の期間

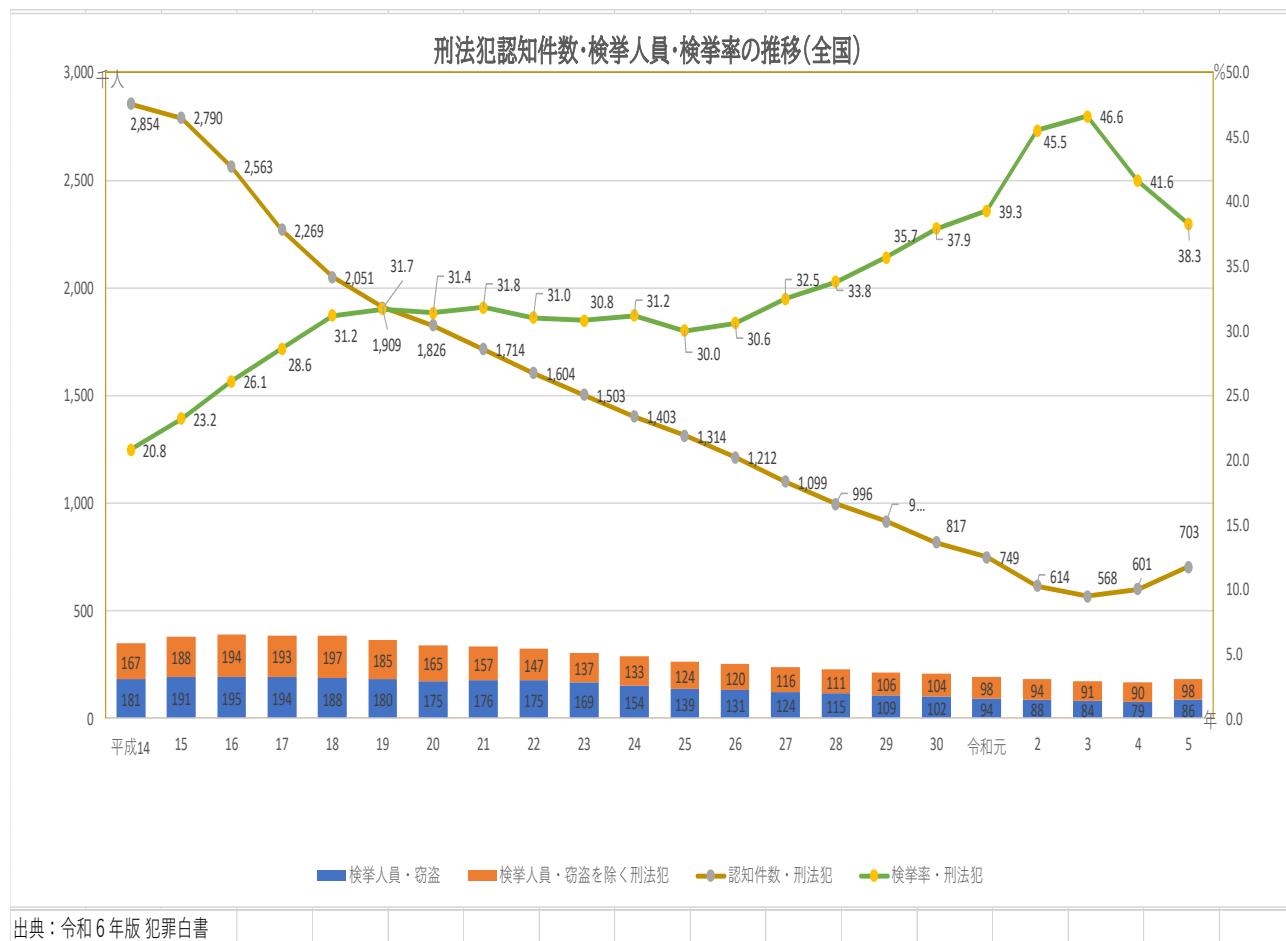
令和8年度から令和13年度までの6年間（第3期地域福祉計画と同期間）
(第1期の計画期間は、第2期地域福祉計画の終期に合わせ2年間としました。)

4 再犯防止を取り巻く現状と課題

○犯罪及び再犯の現状

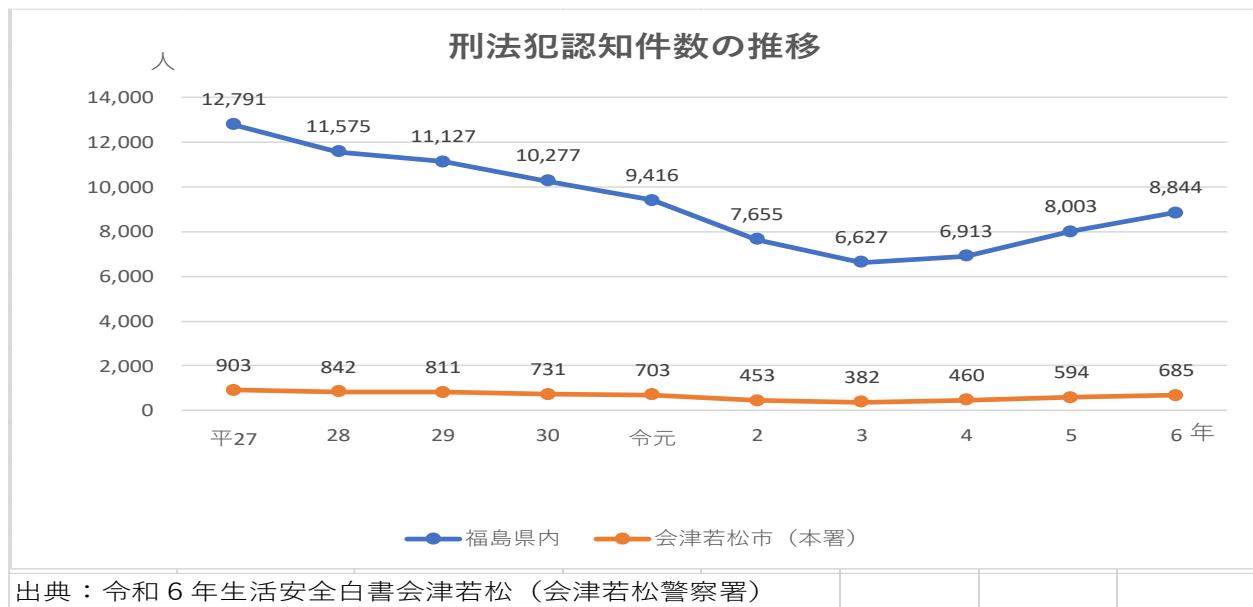
全国の刑法犯認知件数は、平成14年には戦後最多の約285万件でした。令和3年には戦後最少の約57万件まで減少しましたが、令和4年から上昇に転じ、令和5年には約70万件となっています。

また、検挙者数は、平成16年の約39万人をピークに、令和4年には約17万人まで減少しましたが、令和5年には約18万人と上昇に転じています。



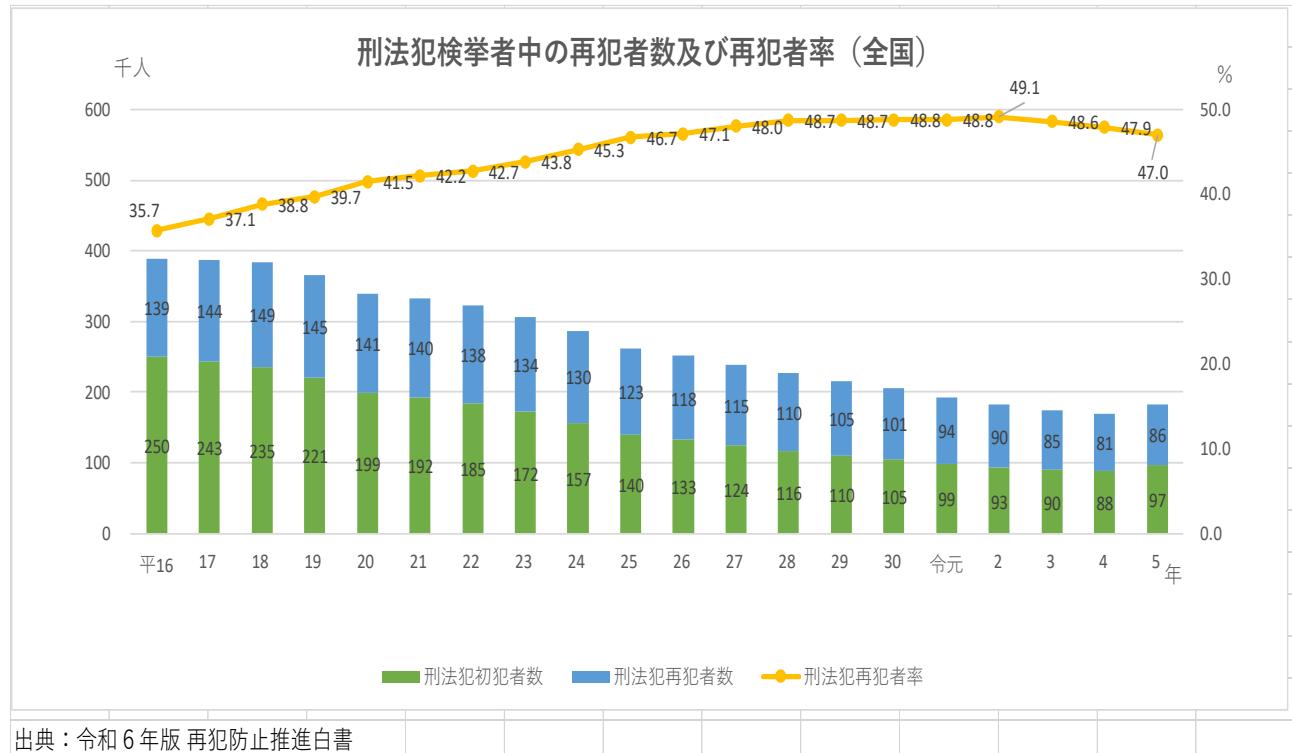
出典：令和6年版 犯罪白書

また、県及び会津若松市（本署管内）の刑法犯の認知件数の推移については、県及び市の双方とも令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年から増加傾向に転じています。



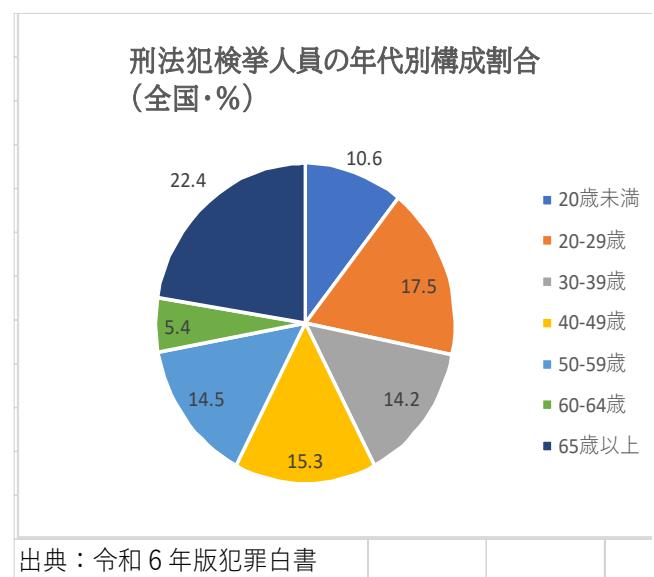
全国の刑法犯検挙者における再犯者数は、平成18年の約15万人をピークに令和4年には約8万人まで減少していましたが、令和5年には上昇に転じています。

また再犯者率は、初犯者と比較し再犯者の減少が少ないことで、令和2年には49.1%まで上昇しました。その後は減少していますが、検挙者の約半数を再犯者が占めています。



・刑法犯検挙人員の年代別構成割合（国・令和5年）

刑法犯検挙人員の年代別構成割合については、65歳以上の高齢者が22.4%と多く、次いで20代が17.5%という状況になっています。



・少年犯罪・非行の現状（県・市）

県及び会津若松警察署管内における少年犯罪や非行の状況については、以下のとおりです。特に深夜のはいかい、喫煙、粗暴行為が多い状況にあります。

○少年の非行・補導の状況(令和6年)		総数	非行少年			計	不良行為少年
			犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年		
福島県内		1,980	249	104	7	360	1,620
会津松市(本署管内)		243	40	16	2	58	185

出典：令和6年生活安全白書会津若松(会津若松警察署)

【区分の内容】

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
ぐ犯少年	ぐ犯事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、自己や他人の特性を害する行為をしている少年

○更生保護の現状

保護司の現状

本市の保護司の定員は 59 名となっています。

令和 7 年 6 月 1 日現在の保護司数は 49 名で 10 名の欠員があり、充足率は 83.1% となっています。

保護司の推移（各年 6 月 1 日現在）

年	令和元年	2	3	4	5	6	7
保護司数	51 名	54 名	54 名	52 名	50 名	52 名	49 名
充足率	86.4%	91.5%	91.5%	88.1%	84.7%	88.1%	83.1%

協力雇用主の現状

犯罪や非行をした者の雇用に協力することで、自立や社会復帰に向けて支援する雇用主による「会津若松地区協力雇用主会」が平成 31 年 2 月 8 日に発足し、現在 15 社が活動しています。

・刑法犯検挙人員の就業状況割合（国）

支援対象者のうち、就職した者の数（就職件数）は、平成 23 年度以降増加傾向にありましたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大があった令和 2 年度からは減少に転じたものの、令和 5 年度は 3,072 件と前年度よりも増加しました。

就職した者の割合は、令和 5 年度は 49.7% と前年よりも 1.4 ポイント増加しています。

○刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合（全国・令和元年度～5 年度）

年 度	支 援 対象者数			就職件数	うち矯正施設 在所者	うち保護観察 対象者等	割 合
		うち矯正施設 在所者	うち保護観察 対象者等				
令和元年度	7,411	4,355	3,056	3,722	1,498	2,224	50.2
2	6,947	4,056	2,891	3,194	1,156	2,038	46.0
3	6,221	3,745	2,476	3,130	1,167	1,963	50.3
4	6,219	3,829	2,390	3,004	1,254	1,750	48.3
5	6,185	3,883	2,302	3,072	1,438	1,634	49.7

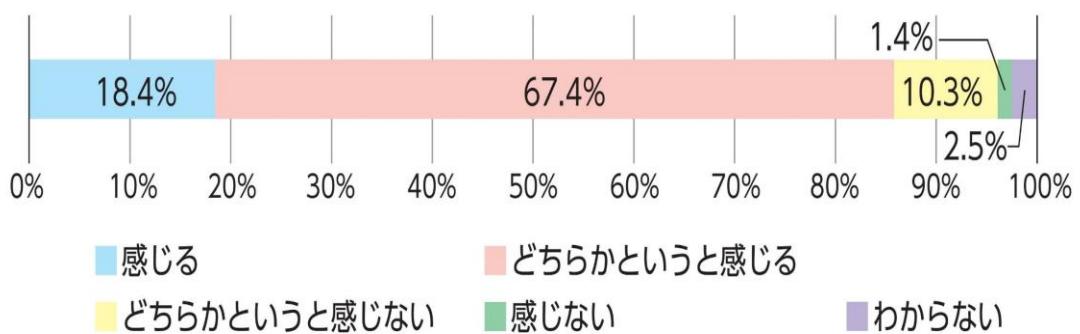
出典：令和6年版 再犯防止推進白書

○アンケート結果から見る現状と課題

・ 本市における安全・安心の認識

「会津若松市は安全で安心な暮らしやすい地域である。」と感じている方の状況については、「感じる」が 18.4%、「どちらかといえば感じる」が 67.4%であり、概ね安心と感じている方の合計は 85.8%と高く、多くの方が安全・安心なまちと感じている状況にあります。

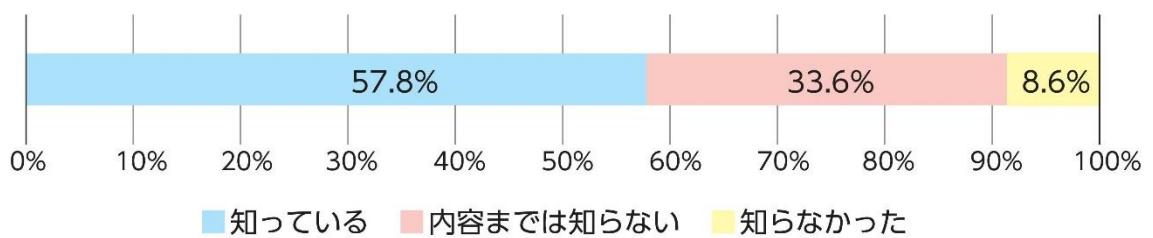
■ 安全・安心の認識



・ 国の再犯防止の取組の認知率

国の再犯防止の取組への認知状況については、「再犯防止推進法」を制定して取り組んでいることを「知っている」は、57.8%、「内容までは知らないが、『再犯防止』という言葉は聞いたことがある」は 33.6%となっています。

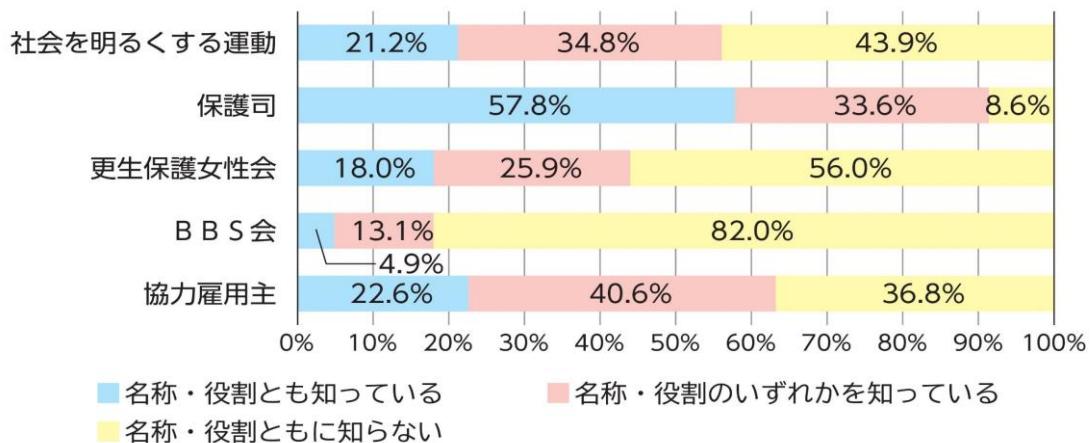
■ 国の再犯防止の取組の認知率



・ 更生保護活動の認知率

更生保護活動の中心となる「保護司」の名称や役割について、半数以上の方が双方とも知っており、いずれかを知っている方を加えると9割以上の方に認知されていることになります。また、「社会を明るくする運動」や「協力雇用主」については、両方、いずれかを知っていると答えた方は半数を超えていましたが、どちらも知っているという方の割合は低い状況にあります。

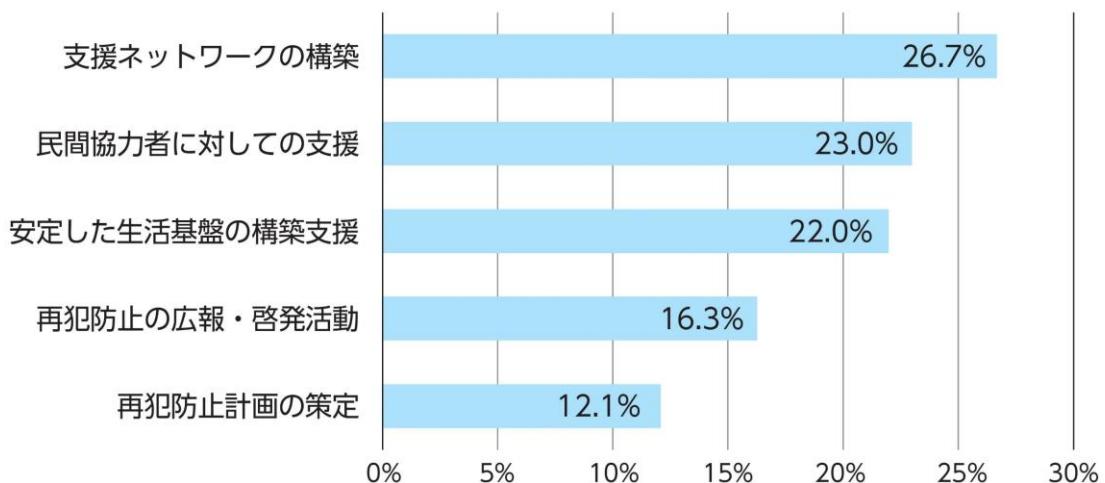
■更生保護活動の認知率



・ 市に期待する再犯防止施策

市が今後推進すべきと考える再犯防止施策は、「犯罪をした人に対する支援ネットワーク（病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成）を作る」が 26.7%、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」が 23.0%、「仕事と住居を確保し、安定した生活基盤の構築を支援する」が 22.0%と上位を占めています。

■市に期待する再犯防止施策



5 施策とその展開

○計画の体系図

本計画の基本理念や4つの基本目標の実現に向けては、次の施策の方向性に基づき、施策を展開することで、市民、保護司会をはじめ、地域における各種団体等、医療・福祉の専門職、国・県等と連携しながら再犯防止を推進します。

<計画の体系図>

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標 1 安定した生活の確保

基本目標 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

基本目標 3 関係機関との連携

基本目標 4 広報・啓発活動の充実

○基本施策

基本目標 1 安定した生活の確保

- ・施策の方向性
 - ▶犯罪をした者などの就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援に取り組みます。
- ・主な取組
 - ▶生活困窮者自立支援制度等による支援を通じ、生活の安定を図ります。
 - ▶商工業や農業など、多様な分野との連携による就労に向けた環境づくりを推進します。
 - ▶会津若松地区協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。

基本目標 2 保健医療・福祉サービスの利用促進

- ・施策の方向性
 - ▶犯罪をした高齢者や障がい者等で自立した生活を営む上での困難を有する方や、アルコールや薬物等の依存症患者へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携強化を図ります。
 - ▶悩みを抱える子どもや地域生活課題を抱える方が、相談しやすい環境整備を図ります。

・主な取組

- ▶福島県会津保健福祉事務所や地域包括支援センター等の相談・支援機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- ▶状況に応じてどこに相談したら良いのかわかりやすくするため、相談・支援機関の周知を図ります。あいづわかまつまるごと相談窓口「あいまるＬＩＮＥ」の周知に取り組みます。
- ▶高齢化や障がいにより判断能力が十分でない方が安定した生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。
- ▶さまざまな地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備に取り組みます。

基本目標3 関係機関との連携

・施策の方向性

- ▶第3期地域福祉計画を推進し、ボランティアの人材育成に取り組みます。
 - ▶更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援に取り組みます。
- ・主な取組
- ▶社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
 - ▶適正な保護司数を維持できるよう、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。
 - ▶保護司会による人材育成の取組を支援します。
 - ▶更生保護サポートセンターの継続した設置・運営を支援します。

基本目標4 広報・啓発活動の充実

・施策の方向性

- ▶学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健全な成長を見守ります。
- ▶犯罪の防止に向け、関係機関と連携して更生保護活動の広報・啓発活動に取り組みます。
- ▶再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

・主な取組

- ▶国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報活動に努めます。
- ▶警察署等の関係機関と連携し、防犯意識の向上に努めます。
- ▶犯罪をした者などが地域から孤立しないよう、地域における更生保護活動の理解促進に向けて、広報・啓発活動の充実に努めます。
- ▶保護司会や更生保護女性会、協力雇用主が取り組む更生保護活動について、市のホームページや広報紙において紹介し、市民の理解促進を図ります。
- ▶「社会を明るくする運動強調月間」における行事について、保護司会等関係機関・団体と一体となって広報・啓発活動に努めます。



第8章 成年後見制度の利用促進（第2期成年後見制度利用促進基本計画）

1 計画の目的

少子高齢社会において、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方々を社会全体で支え合うことが、喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、自分らしい生活を送るうえで、大切なことを決め、主張し、実現することが難しい方の権利擁護や意思決定を支援する重要な手段であることから、「会津若松市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、支援が必要な方々の成年後見制度の利用を促進し、地域共生社会の推進を図ります。

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村計画として、本市成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために、策定するものです。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を勘案するとともに、「第3期会津若松市地域福祉計画」、「第4次会津若松市障がい者計画」、「第7期障がい者福祉計画」、「会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」との整合、連携を図ります。

3 計画の期間

令和8年度から令和13年度までの6年間（第3期地域福祉計画と同期間）

4 計画策定のための取組及び体制

令和7年度に、会津若松市地域福祉計画等推進会議、会津若松市地域自立支援協議会、介護保険運営協議会等において計画策定に関し検討を行いました。また、意見公募手続（パブリック・コメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

5 現状

本市においても全国の動向と同様に、高齢化率の上昇と知的障がい者や精神障がい者の人数の増加から、今後さらに成年後見制度の必要性が高まっていくと考えられます。

[本市の動向]

○人口と高齢化率（表1）

年	人口	高齢者（65歳以上）	高齢化率
平成30年（2018年）	121,068人	36,283人	30.3%
令和3年（2021年）	116,450人	36,398人	31.9%
令和6年（2024年）	111,697人	36,415人	33.3%

※各年4月1日現在 人口は住民基本台帳人口

○認知症の高齢者数（表2）

年	高齢者数	認知症高齢者数※	割合
平成29年（2017年）	34,964人	4,418人	12.6%
令和元年（2019年）	35,781人	4,887人	13.7%
令和4年（2022年）	36,554人	4,455人	12.2%

※要介護認定調査の「認知症高齢者日常生活自立度」のランクⅡ～Mの該当者

○精神障がい者、知的障がい者の人数（表3）

年	精神障がい者数 ※1	知的障がい者数 ※2
平成30年（2018年）	920人	992人
令和3年（2021年）	1,043人	1,063人
令和6年（2024年）	1,226人	1,122人

※1 各年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数

※2 各年4月1日現在の療育手帳所持者数

6 第1期計画の実績と検証

○中核機関の設置・運営、後見人の育成

会津圏域の11市町村（会津若松市・北塙原村・磐梯町・猪苗代町・会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村・会津美里町）共同で、成年後見制度の周知・利用支援等を行う中核機関である会津権利擁護・成年後見センター（以下「後見センター」という。）を令和4年7月に設置し、業務委託により運営しています。

後見センターでは、成年後見制度に関する専門的窓口として相談の受付や、広報・啓発の取組として住民や支援者向けの研修や講座を開催しました。

また、本人や親族が家庭裁判所に申立をする際の支援、後見人からの相談受付や対応が困難な事例の検討会など後見人支援を行いました。さらに、後見人等の担い手確保のため、令和6年度から市民後見人の育成研修を行いました。

○地域連携ネットワークの構築

後見センターにより、毎年度2回「地域連携ネットワーク会議」を開催しました。会議では、連携11市町村圏域内の福祉・医療・法律に携わる関係機関や専門職団体が参加し、それぞれの専門的な立場から意見交換や制度利用促進に関する取組について協議し、連携体制の強化を図りました。

○成年後見制度利用促進事業の取組と制度利用者の状況

成年後見制度を利用したくても自ら申し立てることが困難な方や、身近に申し立てる親族がいない方などに対し、市長による申し立てを行いました。また、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない方に対し、その費用の助成を行いました。

（表4・表5参照）

本市の制度利用者は年々増加しており、国や県と比較しても、人口に対する利用者の割合が高く、中でも市長申立の割合が高い状況にあります。

その要因として、報酬等の助成制度の整備に加え、成年後見制度に関する相談窓口の明確化や、研修や講座の開催により住民や支援者の制度の理解が進み、支援体制の整備が進んでいることがあげられます。（表6・表7参照）

[本市の実績]

○新規の市長申立の状況（表4）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢福祉課	24件	21件	37件	27件
障がい者支援課	6件	3件	1件	1件

○成年後見制度報酬助成件数・金額（表5）

年度	高齢福祉課		障がい者支援課	
	件数	金額	件数	金額
令和3年度	37件	7,497,261円	9件	2,130,761円
令和4年度	30件	6,111,878円	10件	2,535,000円
令和5年度	36件	7,655,137円	18件	4,712,000円
令和6年度	33件	7,340,000円	13件	3,117,000円

○成年後見制度の利用者数（表6）

年	人口(A)	法定後見(B)				法定後見利用者割合(B/A)	うち市長申立	任意後見
		後見	保佐	補助	計			
令和3年	117,252人	209人	74人	12人	295人	0.252%	121人	6人
令和4年	115,731人	205人	77人	13人	295人	0.255%	116人	9人
令和5年	114,335人	197人	86人	19人	302人	0.264%	122人	6人
令和6年	112,567人	200人	95人	27人	322人	0.286%	145人	9人

※福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数」より

※人口は各年1月1日の現住人口

[国・県との比較]

○令和6年における成年後見制度の利用者数（表7）

	人口(A)	成年後見制度利用者(法定後見利用者のみ)(B)	法定後見利用者割合(B/A)	市町村長申立(C)(C/B)
全国	124,885,175人	251,146人	0.201%	-
福島県	1,761,268人	2,597人	0.147%	786人(30.3%)
会津若松市	112,567人	322人	0.286%	145人(45.0%)

※全国の状況については、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」、

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より

※福島県・本市の状況については、福島家庭裁判所「市町村別成年後見制度の利用者数」

※人口は令和6年1月1日の現住人口

7 課題

本市の高齢化率が年々増加していますが、これは全国の状況と同様の傾向で、高齢者の増加は認知症など判断能力が低下した制度利用対象者の増加につながります。増加する対象者に対し、今後も制度を安定して利用できるようにするためには、関係機関による継続した支援と、後見人等の担い手を確保していく必要があります。

国・県との比較において、本市では人口に対し制度利用者の割合が高い状況となっていますが、制度利用が必要な方すべてに支援が行われているわけではありません。また、制度利用が必要と思われる方の発見から、制度利用開始まで、申立と家庭裁判所での審判までの期間も考慮し、制度利用が必要な方が適切な時期に利用を開始できるようにすることも重要です。

また、地域連携ネットワーク会議において、制度や後見人等に対する制度利用者からの意見を取り上げ協議した際、課題として「後見人等の役割や機能について、利用者や支援者の理解が不足していること」があげられており、成年後見制度や後見人等についての理解を広める取組が必要とされています。

また、国では、現在、制度の見直しについて検討しており、今後、法改正が見込まれています。法改正後、本市でも、改正内容にあわせた制度の利用促進に取り組んでいきます。

8 第2期計画期間の施策の方針

○権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと機能強化

地域連携ネットワークづくりのため、中核機関の運営及び協議会の開催を継続していきます。また、制度利用検討時、利用開始時・開始後のそれぞれの段階において、行政・福祉・法律の関係機関や地域関係者が連携を図っていきます。

○担い手確保・育成等の推進

高齢者の増加等により、制度利用者も増加傾向にあり、後見人等の担い手の確保・育成の重要性が増しています。併せて、判断能力が不十分な方の意志・特性・生活状況等に合わせ適切な後見人等を選任・交代できるよう多様な担い手を確保するため、専門職後見人、法人後見、親族後見人を支援します。また、市民後見人の育成・支援に加え、市民後見人について広く周知し認知度を高める取組を推進します。

○市長申立の適切な実施と制度利用促進事業の推進

身寄りがない方や、親族による金銭榨取などの経済的虐待事案についても積極的に市長申立を活用し、適切な時期に制度が利用できるよう支援していきます。

また、制度利用に関する費用について、低所得者の制度利用の妨げになることのないよう、助成を推進します。

第9章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

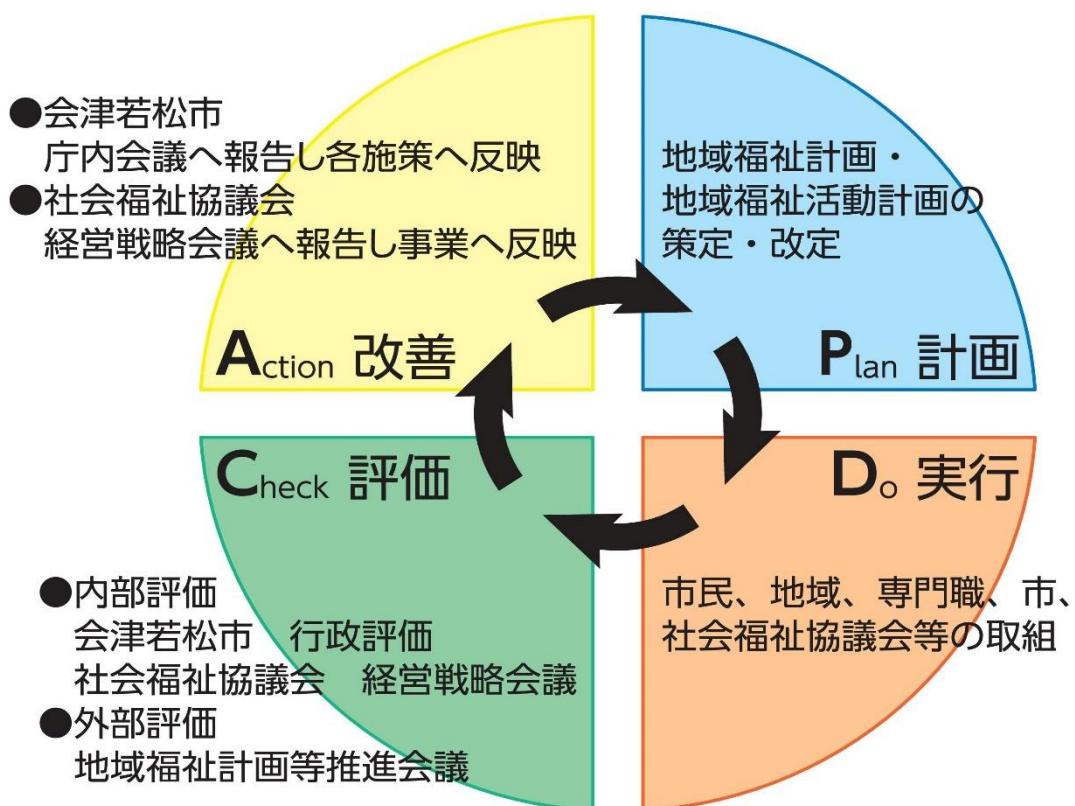
市においては、本市の最上位計画である会津若松市総合計画に掲げる政策目標等の実現に向けた計画の進行管理を行うために実施している行政評価を活用し、関連事業を毎年評価することで、計画の的確な進行管理を行っていきます。

また、社会福祉協議会においては、経営戦略会議により事業の評価を行うことで、計画の的確な進行管理を行っていきます。

さらには、こうした内部での評価検証に加え、市民や専門的知見を有する有識者等から構成される「会津若松市地域福祉計画等推進会議」において、毎年の取組内容を報告し、評価検証を行います。このように計画の進行管理を内部評価検証と専門的な視点からの外部評価を併用することで、地域福祉の推進を図っていきます。

また、それぞれの関連計画については、各々の計画に基づき進行管理を行っていきます。

＜地域福祉計画・地域福祉活動計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画におけるP D C Aサイクル＞





«資料編»

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過

年月日	取組経過
令和5年7月～ 令和5年12月	地域福祉推進アンケート調査の実施及び調査分析
令和6年5月～	地域ケア会議等においてアンケートの結果説明・意見聴取
令和6年7月	副部長会議・部長会議の開催（次期計画策定概要の説明） ・第3期会津若松市地域福祉計画策定方針の決定
令和6年8月22日	地域福祉計画関係課長会議（令和5年度評価検証・次期計画策定概要）
令和6年10月28日	地域福祉計画等推進会議の開催 ・令和5年度評価検証・アンケート結果、第3期計画策定方針
令和7年1月27日	地域福祉計画関係課長会議（第3期計画骨子案・意見聴取）
令和7年3月14日	地域福祉計画等推進会議の開催 ・第3期計画（各主体の役割の検討）
令和7年4月～	地域ケア会議等での計画概要の説明・意見聴取、地域生活課題の把握
令和7年7月2日	介護保険運営協議会の開催 ・成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和7年7月17日	会津若松市地域自立支援協議会権利・啓発部会の開催 ・成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和7年7月25日 ～令和7年8月1日	地域福祉計画等推進会議委員へのアンケート調査（令和6年度評価検証）
令和7年8月8日	第1回地域福祉計画関係課長会議の開催
令和7年8月27日	第1回地域福祉計画等推進会議の開催 ・第2期計画 令和6年度地域福祉計画の評価検証 ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和7年10月24日	第2回地域福祉計画等推進会議の開催 ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和7年10月27日	第2回地域福祉計画関係課長会議の開催（書面会議・意見照会）
令和7年11月5日	社会福祉協議会管理職会議の開催
令和7年11月6日	副部長会議の開催
令和7年11月10日	社会福祉協議会経営戦略会議の開催（社会福祉協議会における最終的な合意形成）
令和7年11月17日	庁議の開催（庁内における最終的な合意形成）
令和7年12月18日 ～令和8年1月16日	パブリック・コメントの実施
令和8年3月	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

2 地域福祉推進アンケート調査結果（概要版）

(1) 調査の目的

この調査は、複雑化・複合化する地域生活課題に対する効果的な支援体制を構築するため、支援を行うべき対象者像やニーズ、それらに対応する福祉サービスをはじめとする社会資源の状況などの実態把握に加え、地域福祉活動への効果的な支援や「第3期会津若松市地域福祉計画」（令和8年度～令和13年度）の円滑な策定につなげることを目的として実施しました。

(2) 調査の方法

○ 調査対象者数

調査対象者数及び調査方法については、住民基本台帳から抽出された満18歳以上の市民2,000人を対象に、郵送によるアンケートを実施しました。

※ 令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられたことから、対象年齢を前回（令和元年）アンケート時の20歳以上から、18歳以上としました。

【内訳】

18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
64人	320人	320人	320人	320人	320人	336人

○ 調査期間

令和5年7月14日から8月4日までの3週間（8月14日到着分まで集計）

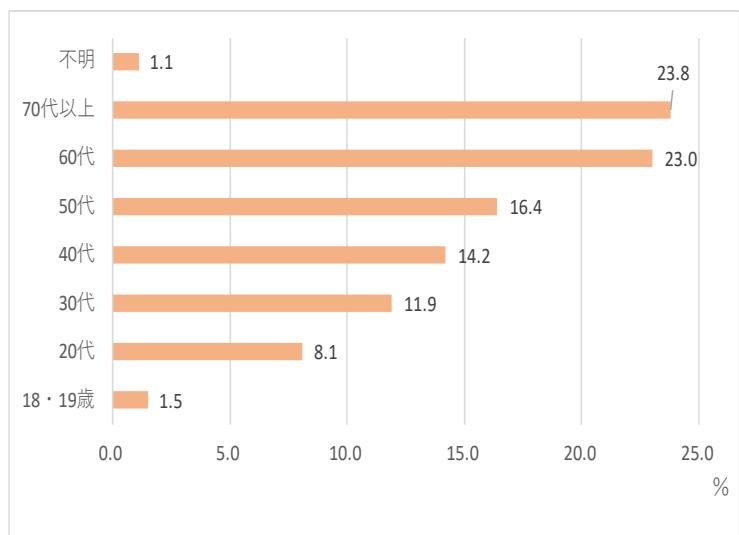
○ 回答者数

回答者数は530名で26.5%の回答率（前回31.1%）となっています。

(3) アンケート調査結果からの分析結果

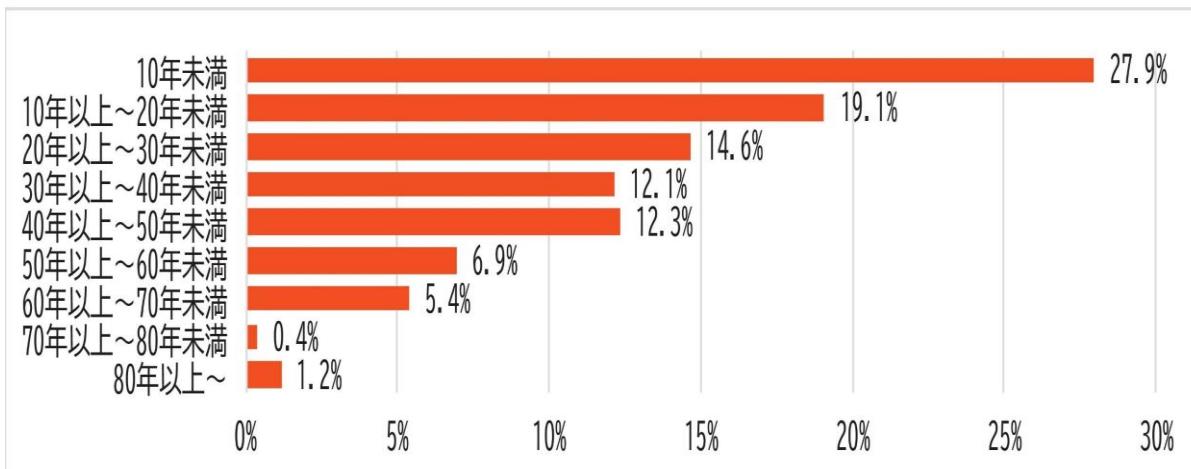
▶年齢

アンケート調査の回答者は60代以上が半数を占め、年齢が低くなるにつれて、回答の割合が低くなる傾向があります。



▶居住年数

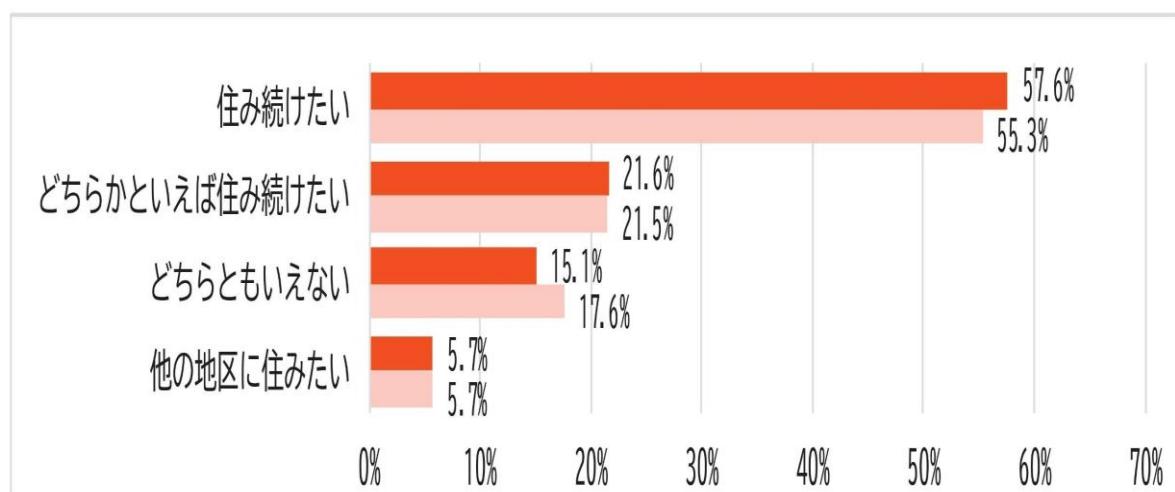
居住年数については、20年未満の方が47.0%を占める状況です。



▶継続居住の意向

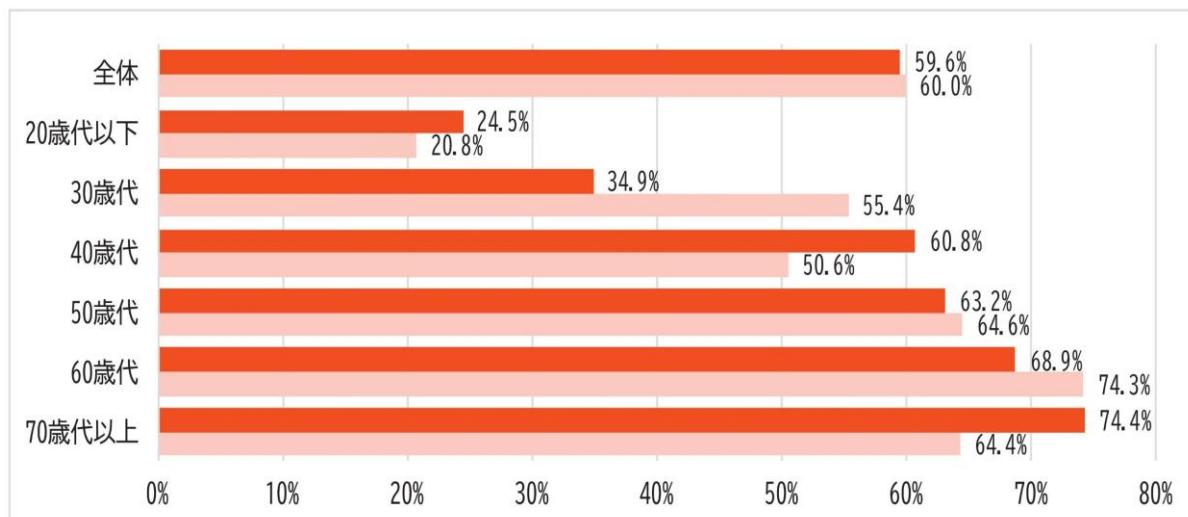
現在の場所への継続居住の意向については、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」を合わせると79.2%となります。そのうち「住み続けたい」が、前回調査と比較して2.3ポイント増加しています。

※グラフ下段は、前回（令和元年）調査結果、以下同様。



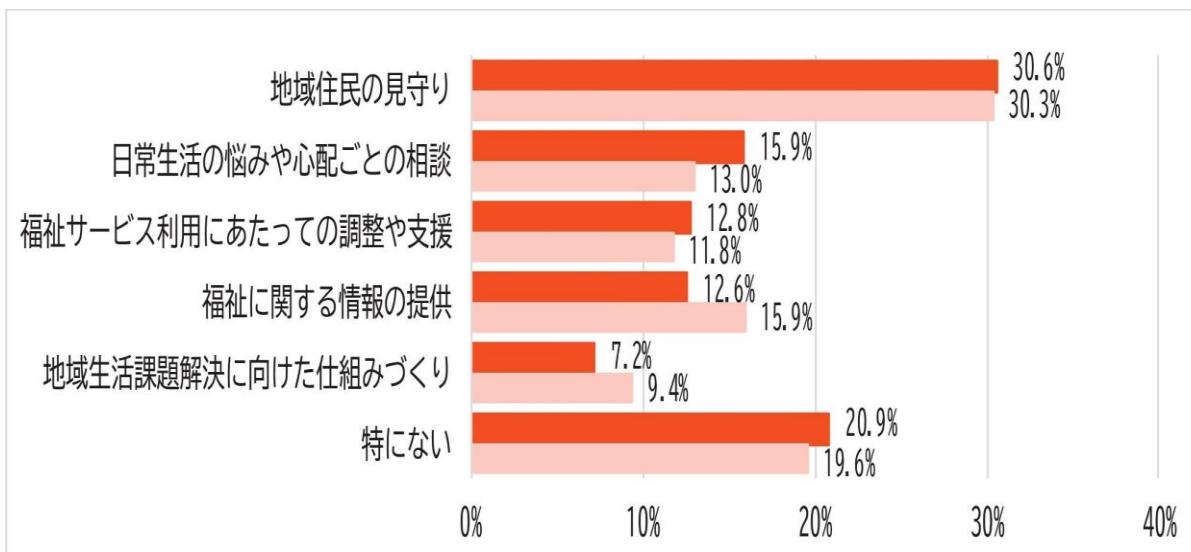
▶ボランティア等への参加状況（年代別）

ボランティアやN P O 法人の活動への参加状況については、全体では 59.6%の方が参加し、前回調査と比較して大きな変化はありませんでした。若い世代の参加率は、他の世代と比較して低い傾向を示しています。



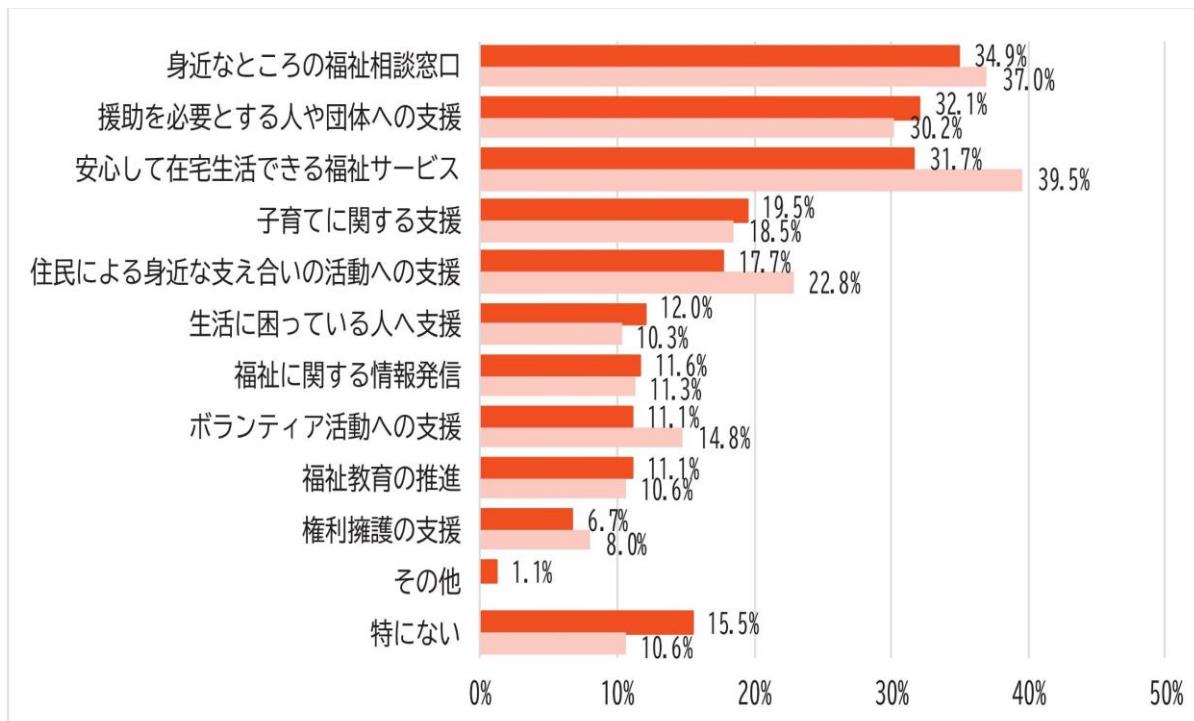
▶民生委員・児童委員への期待

民生委員・児童委員の役割については、「地域住民の見守り」が 30.6%でもっとも高くなっています。前回調査と比較し、「悩みや心配ごとの相談」が増加する一方で、「福祉情報の提供」や「課題解決に向けた仕組みづくり」が減少しています。



▶地区社会福祉協議会への期待

「地区社会福祉協議会」への期待については、「福祉の相談窓口」、「要支援者や団体への支援」、「在宅福祉サービス」が高い状況を示しています。前回調査と比較し「在宅福祉サービス」や「支え合い活動の支援」が大きく減少している一方で、「特がない」との回答が増加しています。(複数回答可)



3 会津若松市地域福祉計画等推進会議設置要綱

平成 28 年 1 月 11 日決裁
令和元年 9 月 6 日決裁
令和 2 年 7 月 6 日決裁
令和 2 年 9 月 30 日決裁
令和 5 年 6 月 29 日決裁
令和 6 年 7 月 23 日決裁
令和 6 年 9 月 13 日決裁

(設置)

第 1 条 会津若松市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の推進を目的に設置する会津若松市地域福祉計画等推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 推進会議は、本市の地域福祉の推進に関して、専門的な見地から意見等の交換を行い、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の評価検証に関すること。
- (3) 会津若松市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定に関すること。
- (4) 再犯防止推進計画の評価検証に関すること。
- (5) その他本市の地域福祉及び再犯防止の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 別表に掲げる公募により選任された市民以外の委員については、推進会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、原則 5 年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議には会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、推進会議を代表し、検証会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(推進会議の運営)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員（代理人含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議の議事に關係ある者の出席を依頼し、意見又は説明を徴することができる。

（事務局）

第7条 推進会議の事務を処理するため、事務局を会津若松市健康福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）に置く。また、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会においては、地域福祉課と共同で検証会議の事務を担い、円滑な運営に関する協力をを行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 11 日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に委嘱された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成 33 年 3 月 31 日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱の廃止）

2 会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱（平成 25 年 7 月 4 日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和 6 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。ただし第2条の規定は決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

公立大学法人会津大学学長が指名する者
福島県司法書士会会长が指名する者
会津若松地区保護司会会长が指名する者
会津若松市区長会会长が指名する者
会津若松市民生児童委員協議会会长が指名する者
会津若松市地域自立支援協議会会长が指名する者
会津若松市手をつなぐ親の会会长が指名する者
公益社団法人認知症の人と家族の会会津地区会代表世話人が指名する者
会津若松市地域包括支援センター連絡会が指名する者
会津若松市保育所連合会会长が指名する者
会津若松市幼児教育振興協会会长が指名する者
一般社団法人福島県若年者支援センター代表理事が指名する者
地区社会福祉協議会として活動する組織の代表者
男女共同参画推進活動ネットワークが指名する者
特定非営利活動法人の代表者
会津若松市赤十字奉仕団委員長が指名する者
地域づくり活動に取り組む組織の代表者
北会津地域づくり委員会会长が指名する者
河東地域づくり委員会会长が指名する者
会津若松市ボランティア連絡協議会会长が指名する者
公益社団法人会津若松医師会会长が指名する者
会津若松市保健委員会会长が指名する者
会津若松市立小中学校長協議会が指名する者
会津若松市父母と教師の会連合会会长が指名する者
会津若松商工会議所会頭が指名する者
会津若松市商店街連合会会长が指名する者
会津よつば農業協同組合代表理事組合長が指名する者
福島県会津保健福祉事務所所長が指名する者
公募による市民

4 会津若松市地域福祉計画等推進会議委員

敬称略

No.	所属団体名	役 職	委員名
1	会津大学	短期大学部産業情報科准教授	木 谷 耕 平
2	福島県司法書士会	司法書士	渡 部 早 苗
3	会津若松地区保護司会	副会長	菊 池 芳 次
4	会津若松市区長会	厚生副部長	馬 場 謙 治
5	会津若松市民生児童委員協議会	理事	小 山 豊
6	会津若松市地域自立支援協議会	会長	渡 部 淳
7	会津若松市手をつなぐ親の会	理事	猪 俣 利 枝
8	認知症の人と家族の会会津地区会	代表	阿久津 恵 子
9	会津若松市地域包括支援センター連絡会	若松第3地域包括支援センター管理者	森 山 秀 一
10	会津若松市保育所連合会	副会長	愛 澤 裕 美 子
11	会津若松市幼児教育振興協会	顧問	橋 本 希 義
12	福島県若年者支援センター	ユースプレイス事業主任	成 田 久 美 子
13	あいづ安心ネット	理事	菊 地 恵 子
14	東山人と地域をつなぐ会	会長	林 敬 宰
15	男女共同参画推進活動ネットワーク	市協働参画の会会長	松 嶋 加 代 子
16	素材広場	理事長	横 田 純 子
17	会津若松市赤十字奉仕団	委員長	鈴 木 久 子
18	会津若松市ボランティア連絡協議会	副会長	岩 渕 輝 雄
19	みんなと湊まちづくりネットワーク	事務局長	坂 内 美 智 男
20	北会津地域づくり委員会	会長	赤 羽 吟 子
21	河東地域づくり委員会	会長	渡 迂 市 雄
22	会津若松医師会	理事	新井田 有 耕
23	会津若松市保健委員会	会長	越 尾 咲 男
24	会津若松市立小中学校長協議会	荒館小学校校長	岩 橋 健 紀
25	会津若松市父母と教師の会連合会	中学校部会長	佐 藤 拓
26	会津若松商工会議所	事務局長兼中小企業相談所長	山 崎 雄 一 郎
27	会津若松市商店街連合会	会長	羽 金 輿 八
28	会津よつば農業協同組合	あいづ西部農業経済センター長	山 内 紀 夫
29	福島県会津保健福祉事務所	副所長兼総務企画部長	大 塚 由 美 子
30	市民公募		星 豊 彦
31	市民公募		森 啓 子

※ 委員の氏名は令和8年3月末現在のものです。

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援すること。

ありがとね◎ボランティアポイント

障がいの有無を問わず、いつでも、どこでも、誰でもボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。ボランティア活動に対する市民意識の喚起、社会参加意識の促進とともに、付与されるポイントは景品と交換できる。ポイントによる障がい者就労事業や地域経済への波及効果を目的としている。

いきいき百歳体操

おもりを使った筋力運動を行うことで筋力の維持・向上を図る介護予防運動。

SNS

インターネットを介して社会的な繋がりや人間関係を構築できるサービス。Social Networking Serviceの略。

NPO

行政・企業とは別に社会貢献活動を行う民間の非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。Non Profit Organizationの略。

か行

介護保険

国民が介護保険料を支払うことで、介護が必要となった時に高齢者が一定の自己負担で介護サービスを受けられるようにする制度。

権利擁護護

意思能力が不十分であるため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び知的・精神障がい者等が、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・支援を行うこと。

子ども食堂

子どもやその親及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。

コミュニティ・スクール

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み。

さ行

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

重層的支援体制整備事業

介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度などによる単独の制度だけでは、円滑な支援が難しい、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築するための事業。

成年後見制度

認知症高齢者・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な方の判断能力を後見人等が補っていくことによって、法的に保護する制度。

た行

ダブルケア

育児と介護が同時に行われていること。育児と介護に限らず、介護と孫支援、育児と配偶者や自分のケアなど、複数のケアを同時に使う必要があることを指す。

団塊ジュニア

第2次ベビーブームが起きた昭和46年から49年までに生まれた、いわゆる団塊の世代の子どもの世代。3年間で210万人出生し団塊の世代の次に人口が多い世代。この世代が令和22年(2040年)に全員が65歳以上になることから、社会保障費等の急増が懸念されている。これを2040年問題という。

団塊の世代

第二次世界大戦後の第1次ベビーブームが起きた昭和22年から24年までに生まれた世代。3年間で800万人以上が出生。この世代が令和7年(2025年)に全員が後期高齢者になることから社会保障費等の急増が懸念され、それを2025年問題という。

地域運営組織

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域学校協働活動

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して活動を行う。

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる社会。

地域ぐるみ除雪ボランティア

自ら除雪することが困難な世帯の除雪を町内会の除雪ボランティアが支援する活動。

地域ケア会議（協議会）

地域包括支援センターが開催し、行政と地域の関係機関から構成される会議で、地域課題の共有、課題解決に向けた取組の検討を行う。

地域サロン会

地域住民が気軽に集まり、話し合いや生涯学習、運動などを行う場。仲間づくりや社会参加、見守り、閉じこもりの防止につながる。

地域支援コーディネーター

地区社会福祉協議会活動の支援と地域住民が行う地域生活課題の解決に向けた取組への支援を行うため、社会福祉協議会が配置する。

地域生活課題

福祉や保健・医療、住まい、就労、教育に関する課題、社会的孤立等、日常生活を営む上でさまざまな課題。

地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務として行われる日常生活上支援が必要な方などに無料または低額な料金で提供される福祉サービス。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

町内会

身近な地区に暮らしている方たちが集まって運営する組織。

閉じこもり

1日のほとんどを家中あるいはその周辺(庭先程度)で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小した状態。特に高齢者の場合、身体的、心理的、社会・環境的要因が複合的に作用し、活動性の低下や心身機能の衰えを引き起こし、最終的に寝たきりや要介護状態へと進行するリスクを高めることが問題視されている。

な行

ニーズ

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症高齢者・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。

認知症カフェ

認知症の本人と家族が、地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場。

認知症高齢者等見守りSOSネットワーク訓練

地域住民や関係機関、行政が参加し、認知症の方の搜索に必要な声のかけ方等の訓練を行うこと。

ネットワーク

福祉分野において、社会生活を送る上でさまざまな問題に対して、身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制。

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。

は行

8050問題

ひきこもり生活を続けるなどして、安定した収入がないまま50歳近くに達した子と80歳近くとなった親の世帯。養い続けてきた親が高齢のため就労が困難となり、親亡き後は周囲からの孤立・生活困窮に追い込まれるといった社会問題。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す。

避難行動要支援者

災害時に自力で安全な場所へ避難することが困難で、避難行動に支援が必要な方(高齢者、障がい者、乳幼児など)を指す。

福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体。

福祉避難所

災害発生時等に高齢者、障がい児・障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所。

ボランティア

自分から進んで人や社会に貢献すること。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。この役割が学業や友人関係、心身の健康に影響に影響を与える場合がある。

第3期 会津若松市地域福祉計画
第3期 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画
令和8年3月

編集・発行

会津若松市健康福祉部地域福祉課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

☎0242-39-1232

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

〒965-0873 会津若松市追手町5番32号

☎0242-28-4030



本計画の本文には、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



会津若松市・会津若松市社会福祉協議会